

令和 2 年 1 2 月 秦野市議会第 4 回定例会提出議案等一覧表

No.	議案等番号	件 名	担当課	説 明
1	議案第56号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて</p>	人事課	<p>国家公務員に準じて、本市職員の期末手当の支給率を引き下げるため、改正するもの 施行日 公布の日（期末手当の引き下げは、令和2年12月1日から適用。令和2年12月の期末手当の支給率について特例あり。）</p>
2	議案第57号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて</p>	人事課	<p>本市職員の期末手当の支給率の引き下げに準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を引き下げるため、改正するもの 施行日 公布の日</p>
3	議案第58号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて</p>	人事課	<p>国家公務員に準じて、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護する緊急の処置に係る作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当の特例を定めるため、改正するもの 施行日 公布の日（特例は令和2年1月27日から適用）</p>

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
4	議案第59号	<p style="text-align: center;">条例一部改正</p> 秦野市市税条例の一部を改正することについて	市民税課 資産税課	地方税法の一部改正により、次のとおり改正するもの (1) 土地又は家屋について、登記簿上の所有者等が死亡している場合における現所有者に対し、住所、氏名等を申告させることとすること。 (2) 固定資産税の課税標準について ア 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に役立つ施設に係る特例措置が廃止されたことに伴い、その特例率を削除すること。 イ 特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置が見直されたことに伴い、その特例率を引き上げること。 ウ 償却資産に係る特例措置の対象が追加されたことに伴い、その特例率を定めること。 (3) 個人市民税について、権利を放棄した入場料金等払戻請求権を寄附金税額控除の特例の対象とすること。 (4) 移動が生じた引用条項を改めるとともに、字句等を整理すること。 施行日 令和3年1月1日
5	議案第60号	<p style="text-align: center;">条例一部改正</p> 秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正することについて	債権回収課	地方税法の一部改正に準じて、「市税に準じる債権」における延滞金の割合の特例に関する規定を改めるため、改正するもの 施行日 令和3年1月1日
6	議案第61号	<p style="text-align: center;">条例一部改正</p> 秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を改正することについて	障害福祉課	在宅障害者福祉手当の対象者のうち精神障害者について、受給要件を緩和するため、次のとおり改正するもの (1) 受給資格の基準日を毎年4月1日から申請の日に変更すること。 (2) 申請受付期間を廃止し、支給対象期間の始期を申請月の翌月とすること。 (3) 受給者に義務付けていた毎年の状況報告を廃止すること。 施行日 令和3年4月1日
7	議案第62号	<p style="text-align: center;">条例一部改正</p> 秦野市火災予防条例の一部を改正することについて	予防課	次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うもの (1) 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正により、急速充電設備の全出力の上限が200キロワットまで拡大されたことに伴い、その設備を設置する場合の基準を改めること。 (2) 急速充電設備を設置する場合の届出を義務付けること。 施行日 令和3年4月1日

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
8	議案第63号	市道の認定について	建設総務課	寄附及び開発行為による移管に伴い、市道を認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの
9	議案第64号	秦野市総合計画基本構想を定めることについて	総合政策課	長期的展望に基づき総合的かつ計画的に市政を推進する指針となる基本構想を定めるため、秦野市議会の議決すべき事件を定める条例第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるもの
10	議案第65号	令和2年度秦野市一般会計補正予算（第8号）を定めることについて	財政課	歳入歳出補正見込額 531,445千円
11	議案第66号	令和2年度秦野市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて	経営総務課	歳入歳出補正見込額 △688千円（職員給与費のみ）
12	議案第67号	令和2年度秦野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて	国保年金課	歳入歳出補正見込額 297千円
13	議案第68号	令和2年度秦野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて	高齢介護課	歳入歳出補正見込額 △4,410千円（職員給与費のみ）

4

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
14	議案第69号	令和2年度秦野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて	国保年金課	歳入歳出補正見込額 △2,504千円(職員給与費のみ)
15	報告第17号	専決処分の報告について	財産管理課	交通事故に係る損害賠償 賠償金額 94,908円 過失割合 100パーセント 専決処分日 令和2年10月12日
16	報告第18号	専決処分の報告について	経営総務課	物損事故に係る損害賠償 賠償金額 242,184円 責任割合 100パーセント 専決処分日 令和2年10月30日
17	報告第19号	専決処分の報告について	建設総務課	市道の管理瑕疵に係る損害賠償 賠償金額 10,560円 責任割合 100パーセント 専決処分日 令和2年11月5日

令和2年度秦野市一般会計補正予算（第8号）総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金	27,111,714	5,615	27,117,329	基礎年金等事務費委託金 39 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,576
17 財産収入	494,093	11,106	505,199	土地売却収入 11,106
20 繰越金	546,695	143,924	690,619	前年度繰越金 143,924
22 市債	3,217,000	370,800	3,587,800	通学路整備事業債 22,900 中学校施設改修事業債 347,900
計	69,341,351	531,445	69,872,796	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
				国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源
1 議会費	351,452	△ 12,202	339,250							△ 12,202
2 総務費	5,413,154	50,601	5,463,755							50,601
3 民生費	40,566,189	9,689	40,575,878	39						9,650
4 衛生費	4,345,883	△ 17,216	4,328,667							△ 17,216
5 農林費	469,871	18,210	488,081							18,210
6 商工費	1,644,024	△ 4,503	1,639,521							△ 4,503
7 土木費	6,095,002	25,829	6,120,831			22,900				2,929
8 消防費	2,304,040	1,276	2,305,316	5,576						△ 4,300
9 教育費	4,702,505	459,761	5,162,266			347,900				111,861
計	69,341,351	531,445	69,872,796	5,615	0	370,800	0	0	0	155,030

補正予算の内容

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考		
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源	
(歳出) 1 議会費 001 001	職員給与費 【人事課】	635							635	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ(0.05月分)及び人事異動に伴う増減によるもの	
01 01 01 010 001	議員報酬及び手当等 【議事政策課】	△ 12,837							△ 12,837	代表者会議(11/12)での協議・決定を経て、議員期末手当の支給率を年間4.3月から4.25月に、0.05月引き下げるもの また、令和2年5月第1回臨時会において可決された「秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部改正に基づき、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの議員報酬及び期末手当を減額するもの	
小 計		△ 12,202							△ 12,202		
2 総務費 001 001	職員給与費 【人事課】	24,637							24,637	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ(0.05月分)及び人事異動に伴う増減によるもの また、令和2年5月第1回臨時会において可決された「秦野市特別職職員の給与等に関する条例」の一部改正に基づき、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの特別職の給料、期末手当及び地域手当を減額するもの	
02 01 02 030 001	公務災害補償等経費 【人事課】	9,850							9,850	令和元年11月に発生した児童遊園地内の掲示板撤去作業中の公務災害で負傷した公園課所属の再任用職員について、地方公務員災害補償基金神奈川県支部から障害等級を8級とする旨の決定通知があったため、「秦野市職員の公務災害等に対する見舞金支給要綱」に基づき、障害見舞金を支給するもの	
02 01 17 040 001	国県支出金等返納金 【保育こども園課】 ※補正額合計：16,114千円	6,516							6,516	令和元年度子どものための教育・保育給付費負担金(負担率 国1/2、県1/4)について、精算の結果、返納金が生じたため、その経費を計上するもの	
		4,931							4,931	令和元年度保育対策総合支援事業費補助金(補助率1/2)について、精算の結果、返納金が生じたため、その経費を計上するもの	
		2,975								2,975	令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金(交付率1/2)について、精算の結果、返納金が生じたため、その経費を計上するもの
		1,692								1,692	令和元年度子育てのための施設等利用給付県費負担金(負担率1/4)について、精算の結果、返納金が生じたため、その経費を計上するもの
小 計		50,601							50,601		
3 民生費 001 001	職員給与費 【人事課】	27,079	39						27,040	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ(0.05月分)及び人事異動に伴う増減によるもの	
03 01 01 080 001	国民健康保険事業特別会計繰出金 【国保年金課】	△ 10,476							△ 10,476	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ(0.05月分)及び人事異動に伴う増減により、国民健康保険事業の職員給与費に変更が生じたことから、一般会計繰出金を減額するもの	
03 01 01 090 001	介護保険事業特別会計繰出金 【高齢介護課】	△ 4,410							△ 4,410	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ(0.05月分)及び人事異動に伴う増減により、介護保険事業の職員給与費に変更が生じたことから、一般会計繰出金を減額するもの	
03 01 01 100 001	後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【国保年金課】	△ 2,504							△ 2,504	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ(0.05月分)及び人事異動に伴う増減により、後期高齢者医療事業の職員給与費に変更が生じたことから、一般会計繰出金を減額するもの	
小 計		9,689	39						9,650		
4 衛生費 001 001	職員給与費 【人事課】	△ 17,216							△ 17,216	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ(0.05月分)及び人事異動に伴う増減によるもの	
小 計		△ 17,216							△ 17,216		

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳							備考
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源	
5 農林費 001 001	職員給与費 【人事課】	18,210							18,210	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ（0.05月分）及び人事異動に伴う増減によるもの
小計		18,210							18,210	
6 商工費 001 001	職員給与費 【人事課】	△ 4,503							△ 4,503	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ（0.05月分）及び人事異動に伴う増減によるもの
小計		△ 4,503							△ 4,503	
7 土木費 001 001	職員給与費 【人事課】	457							457	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ（0.05月分）及び人事異動に伴う増減によるもの
07 02 02 020 003	通学路整備工事費 【道路整備課】	25,500			22,900				2,600	市道6号線の通学路整備に当たり、継続して交渉してきた拡幅予定地の権利者から合意を得られたため、支障物件の補償を行うもの
07 04 01 060 001	公共下水道事業会計繰出金 【財政課】	△ 128							△ 128	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ（0.05月分）により、公共下水道事業の職員給与費に変更が生じたことから、一般会計繰出金を減額するもの
小計		25,829			22,900				2,929	
8 消防費 001 001	職員給与費 【人事課】	1,276	5,576						△ 4,300	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ（0.05月分）及び人事異動に伴う増減によるもの また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の処置に当たった職員に対し、特殊勤務手当を支給するもの
小計		1,276	5,576						△ 4,300	
9 教育費 001 001	職員給与費 【人事課】	△ 4,139							△ 4,139	人事院勧告に基づく、期末手当の支給率引下げ（0.05月分）及び人事異動に伴う増減によるもの また、令和2年5月第1回臨時会において可決された「秦野市特別職職員の給与等に関する条例」の一部改正に基づき、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの特別職の給料、期末手当及び地域手当を減額するもの
09 03 04 010 001	中学校施設改修事業費 【学校教育課】	463,900			347,900				116,000	給食用コンテナを運搬するとともに、地域への学校開放等に活用できるよう、バリアフリーに対応した13人乗りのエレベーターを設置するもの（4校：南、東、大根、西）
小計		459,761			347,900				111,861	
歳出合計		531,445	5,615	0	370,800	0	0	0	155,030	

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳							備考
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源	
(歳入) 17 財産収入 17 02 01 01 01	土地売却収入	11,106								市道6号線の通学路整備に伴い、移転先となる土地を売却するもの
20 繰越金 20 01 01 01 01	前年度繰越金	143,924								
一般財源分歳入合計		155,030								

2 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 教育費	3 中学校費	中学校施設改修事業費	463,900千円

3 債務負担行為補正（追加）

事項	期間	限度額
学校給食費管理システム賃借料	令和2年度 から 令和8年度	50,328千円

4 地方債補正（変更）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
(土木債) 道路橋りょう整備事業費	363,000千円	385,900千円
(教育債) 中学校施設整備事業費	457,100千円	805,000千円

他会計

公共下水道事業会計補正予算（第1号）	△ 688千円	職員給与費	△ 688千円
国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	297千円	職員給与費 一般被保険者保険税過誤納還付金	△ 10,476千円 10,773千円
介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	△ 4,410千円	職員給与費	△ 4,410千円
後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	△ 2,504千円	職員給与費	△ 2,504千円

議案第66号 令和2年度秦野市公共下水道事業会計補正予算(第1号) 総括

1 収益の収入及び支出

(1) 収入

(単位:千円)

目	補正額	説明
雨水処理負担金	△ 61	001 雨水処理負担金 △ 61

(款) 下水道事業収益	5,541,896千円 +	△ 61千円 =	5,541,835千円
(項) 営業収益	3,009,704千円 +	△ 61千円 =	3,009,643千円

(2) 支出

(単位:千円)

目	補正額	説明
3条 管きよ費	△ 94	000 職員給与費(汚水) △ 42
		000 職員給与費(雨水) △ 52
3条 処理場費	△ 86	000 職員給与費(汚水) △ 86
3条 普及促進費	△ 27	000 職員給与費(汚水) △ 27
3条 業務費	△ 113	000 職員給与費(汚水) △ 113
		000 職員給与費(雨水) △ 9
3条 総係費	△ 219	000 職員給与費(汚水) △ 210
		000 職員給与費(雨水) △ 9
3条 合計	△ 539	000 職員給与費(汚水) △ 478
		000 職員給与費(雨水) △ 61

(款) 下水道事業費用	5,026,431千円 +	△ 539千円 =	5,025,892千円
(項) 営業費用	4,412,905千円 +	△ 539千円 =	4,412,366千円

2 資本の収入及び支出

(1) 収入

(単位:千円)

目	補正額	説明
他会計補助金	△ 67	001 他会計補助金 △ 67

(款) 資本の収入	978,459千円 +	△ 67千円 =	978,392千円
(項) 他会計補助金	34,602千円 +	△ 67千円 =	34,535千円

(2) 支出

(単位:千円)

目	補正額	説明
4条 事務費	△ 149	000 職員給与費(汚水) △ 82
		000 職員給与費(雨水) △ 67

(款) 資本の支出	3,096,185千円 +	△ 149千円 =	3,096,036千円
(項) 建設改良費	993,200千円 +	△ 149千円 =	993,051千円

資本の収支

収入総額	978,459千円
支出総額	3,096,185千円
不足額	2,117,726千円

(補填財源)

当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額	64,559千円
当年度分損益勘定留保資金	1,433,855千円

減債積立金 619,312千円

予算規模 5,524,312千円

議案第67号 令和2年度秦野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）総括

1 歳入

単位：千円

款・項・目・節	予算額	予算現額	補正額	計
5 繰入金	1,702,772	1,702,772	△ 10,476	1,692,296
1 他会計繰入金	1,702,772	1,702,772	△ 10,476	1,692,296
1 一般会計繰入金	1,702,772	1,702,772	△ 10,476	1,692,296
1 一般会計繰入金	989,772	989,772	△ 10,476	979,296
6 繰越金	1	1	10,773	10,774
1 繰越金	1	1	10,773	10,774
1 繰越金	1	1	10,773	10,774
1 前年度繰越金	1	1	10,773	10,774
歳入合計	17,324,000	17,324,000	297	17,324,297

2 歳出

単位：千円

款・項・目	予算額	予算現額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	380,379	380,379	△ 10,476	369,903				△ 10,476
1 総務管理費	305,894	305,894	△ 10,476	295,418				△ 10,476
1 一般管理費	304,264	304,264	△ 10,476	293,788				△ 10,476
8 諸支出金	19,099	28,099	10,773	38,872				10,773
1 償還金及び還付加算金	19,099	28,099	10,773	38,872				10,773
1 一般被保険者保険税還付金	18,735	27,735	10,773	38,508				10,773
歳出合計	17,324,000	17,324,000	297	17,324,297				297

3 補正理由

還付金の執行増に伴い、その財源として前年度繰越金を増額するもの。

職員の人事異動等により、給料、職員手当及び共済費を減額することで総務費を減額し、その財源である一般会計繰入金を減額するもの。

議案第68号 令和2年度秦野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）総括

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

単位：千円

款・項・目・事業	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	2,235,068	△ 4,410	2,230,658
1 一般会計繰入金	1,996,692	△ 4,410	1,992,282
4 その他一般会計繰入金	311,696	△ 4,410	307,286
01 職員給与費等繰入金	186,615	△ 4,410	182,205
歳入合計	12,777,062	△ 4,410	12,772,652

(2) 歳出

単位：千円

款・項・目・事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	317,450	△ 4,410	313,040				△ 4,410
1 総務管理費	173,865	△ 4,410	169,455				△ 4,410
1 一般管理費	173,865	△ 4,410	169,455				△ 4,410
001 職員給与費	115,394	△ 4,410	110,984				△ 4,410
歳出合計	12,777,062	△ 4,410	12,772,652				△ 4,410

2 補正理由

(1) 人事異動等に伴い、職員給与費を減額するもの。

議案第69号 令和2年度秦野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）総括

1 歳入

単位：千円

款・項・目	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	421,989	△ 2,504	419,485
1 他会計繰入金	421,989	△ 2,504	419,485
1 一般会計繰入金	421,989	△ 2,504	419,485
歳入合計	2,465,000	△ 2,504	2,462,496

2 歳出

単位：千円

款・項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	100,562	△ 2,504	98,058				△ 2,504
1 総務管理費	84,119	△ 2,504	81,615				△ 2,504
1 一般管理費	84,119	△ 2,504	81,615				△ 2,504
歳出合計	2,465,000	△ 2,504	2,462,496				△ 2,504

3 補正理由

職員の人事異動等により、給料、職員手当及び共済費を減額することで総務費を減額し、その財源である一般会計繰入金を減額するもの。

令和2年12月秦野市議会第4回定例会 主なスケジュール(案)

【本会議・議案審議】

日時	内容	対応
11月30日(月) 午前9時～	議案審議	【対策会議】 1 日時・場所 11月27日(金) 午後1時30分～ 3A会議室 2 発言内容等の聞取り結果の報告 様式に記入し、11月26日(木)午後5時までに総合政策課へメールしてください。 【答弁書の提出】 1 期限 11月27日(金) 午後3時 2 提出方法 総合政策課へデータをメールしてください。

【常任委員会】

日時	内容
12月2日(水) 午前9時30分～	総務常任委員会 予算決算常任委員会・補正予算(総務分科会)
12月3日(木) 午前9時30分～	文教福祉常任委員会 予算決算常任委員会・補正予算(文教福祉分科会)
12月4日(金) 午前9時30分～	環境都市常任委員会 予算決算常任委員会・補正予算(環境都市分科会)

【本会議・一般質問】

日時	内容	対応
12月8日(火) 午前9時～	一般質問	【対策会議】 1 日時・場所 12月3日(木) 午後3時～ 3A会議室 【答弁書の提出】 1 期限 (1) 12月8日(火)開催分 12月4日(金) 午前9時～10時 (2) 12月9日(水)、10日(木)開催分 12月7日(月) 午前9時～10時 2 提出方法 紙原稿 12部 を女子厚生室へ提出するほか、総合政策課へデータをメールしてください。
12月9日(水) 午前9時～		
12月10日(木) 午前9時～		

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年11月17日）

提案課名 農業振興課

報告者名 今井 剛

事案名	秦野市都市農業振興計画素案について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 資料 無
提案趣旨	<p>令和3年度から令和7年度を計画期間とする「秦野市都市農業振興計画」について、本市農業の現状や課題及び近年の農業をめぐる情勢の変化等を踏まえた計画素案を定めましたので、その内容と今後のスケジュールを報告するものです。</p>	
概要	<p>1 計画の趣旨及び策定方針</p> <p>平成28年3月に改定した現行計画は、農業者、市民及び関係団体と連携し、農業・農地のもたらす様々な恵みを生かしたまちづくりを進めるための指針として、これをもとに農業振興に係る施策を実施してきました。</p> <p>新しい計画は、将来像、基本目標及び基本施策については、現行の計画を踏襲する一方、情勢の変化を踏まえ、より実効性のある計画とするため、取組内容及び目標値等について見直しをするものです。</p> <p>2 見直しの概要及び施策体系図</p> <p>資料1及び2のとおり</p> <p>3 計画の期間</p> <p>令和3年度から令和7年度までの5か年</p> <p>4 計画の構成</p> <p>第1章 はじめに(策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間及び計画の策定にあたり配慮すべき事項)</p> <p>第2章 現状と課題（人口推移、農家戸数、農地面積等統計数値、地区別の概況、農業者及び消費者意向、現状の課題、現行計画の取組概要）</p> <p>第3章 秦野の農業の将来像</p> <p>第4章 施策展開（体系図、体系ごとの主な施策・事業）</p> <p>第5章 重点施策・事業（取組方針、数値目標等）</p> <p>第6章 計画の推進に向けて（進行管理等）</p>	

	<p>5 改定のポイント</p> <p>(1) 国計画の地方計画として明確に位置付ける</p> <p>(2) SDGs の理念を踏まえた計画とすることを明示</p> <p>(3) 統計資料の更新</p> <p>(4) 将来像の修正</p> <p>(5) 基本施策に鳥獣被害対策を新たに位置付ける</p> <p>(6) 主な施策・事業の取り組み内容として、農福連携や中学校給食への地場産農産物の供給など新規事業等を追加（資料2参照）</p>
<p>経過</p>	<p>令和2年5月 各課照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画における令和元年度末の取組状況 <p>〃 7月6日 令和2年度(第1回)秦野市都市農業振興計画推進委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の進捗状況の確認及び評価 ・新たな計画の骨子等の協議 <p>〃 8月 各課照会実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な施策・事業及び数値目標の見直し ・改定に係る進行管理 <p>〃 10月26日 令和2年度(第2回)秦野市都市農業振興計画推進委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について協議
<p>今後の進め方</p>	<p>策定スケジュール（資料3）のとおり</p>

秦野市都市農業振興計画の見直し概要

現計画(旧)		整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)	計画改定素案(新)	備考
1 はじめに			1 はじめに	
(1) 策定の趣旨			(1) 策定の趣旨	継続
(2) 計画の位置づけ			(2) 計画の位置づけ	継続
(3) 計画期間		計画期間を更新する。	(3) 計画期間	継続
		都市農業振興基本法に基づき国が策定した都市農業振興基本計画の趣旨等を踏まえ、新計画は地方計画として明確に位置付ける。 また、SDGsの理念を踏まえて計画を策定する旨を記載する。	(4) 「計画の策定にあたり配慮すべき事項」	新規
2 現状と課題			2 現状と課題	
(1) 秦野市の概要			(1) 秦野市の概要	継続
(2) 現状		12月から、2020年農林業センサスの速報値が順次公表され、確報値が3月頃となる見込み。公表され次第、数値等の修正を行う。	(2) 現状	継続
(3) 農業に関するアンケート調査		直近のアンケート調査を活用	(3) 農業に関するアンケート調査	継続
(4) これまでの取組概要			(4) これまでの取組概要	継続
(5) 主な課題			(5) 主な課題	継続
3 秦野の農業の将来像			3 秦野の農業の将来像	
多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市(まち) ～市民が織りなす持続可能な都市農業の実現を目指して～		時代の変化を勘案し、既存将来像の踏襲も踏まえた中で新たな将来像を検討する。 ※計画策定に係る附属機関で協議のうえ決定する。	検討中	継続
4 施策の展開			4 施策の展開・・・資料2のとおり	
基本目標	I 農業経営の安定化と担い手の育成・確保【経営、担い手】		I 農業経営の安定化と担い手の育成・確保【経営、担い手】	継続
基本施策	1 中核的農業者の育成、経営の安定化	農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保を新規追加	1 中核的農業者の育成、経営の安定化	継続
	2 地域営農の活性化と多様な担い手の育成、確保	広域行政によるスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)対策の推進を新規追加	2 地域営農の活性化と多様な担い手の育成、確保	継続
		現在、重要な課題となっている鳥獣被害対策を基本施策の中に新たに位置付ける。 ※従前は基本施策「農地の保全と農業基盤の整備」の中の主な施策・事業の一つとして位置付けていたもの。	3 鳥獣被害対策の推進	新規
基本目標	II 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用【農地】		II 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用【農地】	継続
基本施策	1 農地の保全と農業基盤の整備		1 農地の保全と農業基盤の整備	継続
	2 農地の活用		2 農地の活用	継続
基本目標	III 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進【生産・販売】		III 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進【生産・販売】	継続
基本施策	1 環境に配慮した新鮮で安全な農産物の生産	中学校完全給食への地場産農産物の供給等を新規追加	1 環境に配慮した新鮮で安全な農産物の生産	継続
	2 特産農産物の生産振興と販路拡大	農福連携による生産・販路拡大に向けた協議等を新規追加	2 特産農産物の生産振興と販路拡大	継続
基本目標	IV 農業に対する理解の促進と交流の活性化【市民交流】		IV 農業に対する理解の促進と交流の活性化【市民交流】	継続
基本施策	1 観光農業の促進	表丹沢魅力づくり構想に基づく観光農業の推進等を新規追加	1 観光農業の促進	継続
	2 農業者と市民との交流推進による農空間づくり	生ごみ持ち寄り農園の実施等を新規追加	2 農業者と市民との交流推進による農空間づくり	継続
5 重点施策・事業			5 重点施策・事業	
(1) 認定農業者の育成		認定農業者だけでなく、農地の利用集積を促進するための「人・農地プラン」における、農地の受け手となる地域の中心経営体(認定農業者、認定新規就農者等)の確保を図っていく。	(1) 認定農業者・地域の中心経営体の確保	修正
(2) 農業経営の合理化の促進			(2) 農業経営の合理化の促進	継続
(3) 新たな担い手の育成・確保			(3) 新たな担い手の育成・確保	継続
(4) 鳥獣被害防除対策		基本施策に新たに位置付ける鳥獣被害対策において取り組む主な施策・事業のすべてを重点施策・事業とする。	(4) 鳥獣被害対策の推進	修正
(5) 耕作放棄地・荒廃農地の解消		耕作放棄地を新規就農者等の担い手が耕作がすることにより荒廃農地化を防いできたが、条件の良い農地の貸し出し希望が増えていることから、農道等の基盤整備により営農環境を向上させ、耕作放棄地等の解消を図ることを優先とする。	(5) 農道・農地の整備、維持管理	修正
(6) 農地の利用集積の促進			(6) 農地の利用集積の促進	継続
(7) 地産地消の推進			(7) 地産地消の推進	継続
(8) 環境にやさしい農業の推進			(8) 環境にやさしい農業の推進	継続
(9) 特産・振興農産物の普及・拡大			(9) 特産・振興農産物の普及・拡大	継続
(10) 体験型農業の拡充			(10) 体験型農業の拡充	継続
(11) 食農教育の推進			(11) 食農教育の推進	継続
6 計画の推進に向けて			6 計画の推進に向けて	
(1) 農業者、市民関係団体との協働			(1) 農業者、市民関係団体との協働	継続
(2) 計画の進行管理			(2) 計画の進行管理	継続

最新の統計データや直近のアンケート調査結果を踏まえ、記載内容を修

詳細は資料2施策体系図を参照

目標数値は検討中

施策体系図

※「★」は新規の項目

基本目標	基本施策	主な施策・事業	取組内容 (令和3～7年度に取組む内容)
I 農業経営の安定化と担い手の育成・確保 【経営、担い手】	1 中核的農業者の育成、経営の安定化 2 地域営農の活性化と多様な担い手の育成・確保 3 鳥獣被害対策の推進	①認定農業者・地域の中心的経営体の確保 ②農業経営の合理化の促進 ③女性農業者の経営参画、起業化促進 ④新たな担い手の育成・確保 ⑤幅広い市民の農業参画の推進 ⑥地域営農活性化事業の推進 ⑦集落環境の整備 ⑧被害防除 ⑨捕獲	① ●経営改善計画達成に向けた資本整備等に係る支援 ●新規認定農業者の確保（認定農業者制度の周知、家族経営協定の締結） ●地域の中心となる経営体（人・農地プラン）の目標達成に向けた支援 ② ●経営安定化と食料自給率向上の促進 ●農地利用集積の推進 ●農業経営の合理化や収益向上に取り組む団体、先進的な農業経営体の育成支援 ●各種制度資金の周知及び活用促進 ●乳用子牛の育成預託による酪農経営合理化及び安定化の促進 ●畜産環境衛生対策の促進 ★農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保 ③ ●農産加工起業セミナーの実施 ●新たな起業の促進と起業者への経営・技術面の支援 ●新たな農畜産加工品の生産・流通 ④ ●認定新規就農者の育成、経営安定化支援 ●はだの市民農業塾（新規就農コース）の実施 ●新規就農希望者に対する研修受け入れ及び就農後の技術サポート体制の整備 ●農業技術習得及び向上 ●農業後継者の育成支援 ●農地利用集積、荒廃農地解消と連動した就農地確保の推進 ●県普及指導員と連携した就農相談、就農後指導、巡回指導の実施 ●法人の農業参入への支援 ⑤ ●はだの市民農業塾の実施（基礎セミナーコース） ●援農・荒廃農地解消等積極的な農業への参画と農業に参画する市民グループの確保 ●市民農園の利用促進 ⑥ ●地域農業のあるべき方向性や地域の中心となる経営体等を定めた人・農地プランの推進 ●地区営農推進協議会及び集落座談会を通じた地域主体の営農環境の整備 ●農業・農村が有する多面的機能（国土保全や景観形成等）の維持・保全 ★広域連携によるスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）対策の推進 ⑦ ●周辺林地の整備 ★地域ぐるみの重点対策の実施 ●鳥獣の棲み家となる荒廃農地の解消 ●鳥獣の誘引要因となる廃果や残さの処理等適切な農地管理の徹底 ★ヤマビル被害対策の推進 ⑧ ●広域獣害防護圃の機能維持 ●地域主体によるネットや電気柵等侵入防止策の実施 ★効果的な追い払いの実施 ●鳥獣被害を受けにくい作物の活用促進 ⑨ ●捕獲態やくくり罠等による駆除の強化 ★秦野市鳥獣対策実施隊による駆除及び処理の推進 ★捕獲奨励金制度の導入の検討 ★焼却施設等新たな処理方法や整備方法の検討
II 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用 【農地】	1 農地の保全と農業基盤の整備 2 農地の活用	①農地の保全 ②農道・農地の整備、維持管理 ③耕作放棄地・荒廃農地の解消 ④農地の利用集積の促進 ⑤多面的機能の活用	① ●農地の持続的活用と農地パトロール、農業委員及び農地利用最適化推進委員等による農地の適正管理指導 ●優良農地の確保・保全 ●生産緑地の維持 ●農業振興地域整備計画の見直し ② ●農とみどりの整備事業による農道整備及び農地の簡易な整備に対する支援 ●農道、水路の簡易な整備及び維持管理 ●新たな農業基盤整備の検討 ●農地の集約化を図るための圃場整備 ③ ●地域主体の解消活動 ●市民参加・ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動 ●解消後の農地利用の促進 ●担い手育成及び農地利用集積と連動した解消活動の展開（新たな担い手への農地の確保） ●鳥獣の棲み家となる荒廃農地の解消（再掲） ④ ●地域農業のあるべき方向性や地域の中心となる経営体等を定めた人・農地プランの推進（再掲） ●農地利用集積の推進（再掲） ●農地の貸借、売買情報の把握と農地銀行、農地中間管理機構への登録促進及び農地ナビ、看板制度による情報発信の強化 ●農地銀行や農地中間管理機構等による農地貸借及び売買情報を活用した農地の利用集積促進 ●担い手育成及び荒廃農地解消と連動した農地集積化（新たな担い手への農地の確保） ●農地の集約化を図るための圃場整備（再掲） ⑤ ●水田演習事業への活用 ●防災協力農地への活用 ●緑地空間の提供
III 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進 【生産、販売】	1 環境に配慮した新鮮で安全な農産物の生産 2 特産農産物の生産振興と販路拡大	①地産地消の推進 ②環境にやさしい農業の推進 ③堆肥供給の促進 ④特産・振興農産物の普及・拡大 ⑤特産品・特産物づくりの奨励 ⑥直売施設の活性化 ⑦多様な販路の確保	●秦野産農産物のPR及び消費者が求める情報の提供 ●秦野産農産物を応援する地産地消サポーター制度の推進 ●イベントを通じた地産地消の推進 ●新たな起業の促進と起業者への経営・技術面の支援（再掲） ★中学校完全給食への地場産農産物の供給 ●学校給食への地場産農産物の供給量拡大及び安全・安心な農作物提供のための関係団体との連携強化 ●学校給食への食材供給団体の育成・強化 ●適正価格による農産物の取引推進 ★農家レストランの設置促進 ② ●GAP（農業生産工程管理）や生産履歴記帳による品質確保 ●優良農産物登録認証制度（環境保全型農業）の推進 ③ ●耕種農家との連携（堆肥提供者リストの普及、耕種農家での活用促進） ★生ごみ持ち寄り農園の実施 ④ ●地産地消の推進による農産物の産地ブランド化の促進と有利販売の検討 ●特産農産物の生産量拡大、生産効率・技術の向上、品質向上促進 ●農商工連携や農福連携による生産・販路拡大に向けた協議 ⑤ ●新たな農畜産物加工品の生産、流通（再掲） ●特産農産物加工施設の設置・活用の促進 ●新たな起業の促進と起業者への経営・技術面の支援（再掲） ●農商工連携による新商品開発に向けた協議 ⑥ ●関係機関との連携による既存直売所施設の利用促進と新たな直売所設置の検討 ●新東名高速道路（仮称）秦野サービスエリアや周辺における農業関連施設の設置促進 ⑦ ●秦野産農産物を応援する地産地消サポーター制度の推進（再掲） ●量販店、市場、飲食店との連携 ●農商工連携や農福連携による生産・販路拡大に向けた協議（再掲）
IV 農業に対する理解の促進と交流の活性化 【市民交流】	1 観光農業等の促進 2 農業者と市民との交流推進による農空間づくり	①体験型農業の拡充 ②観光農業の促進 ③観光農業資源の整備・活用 ④食農教育の推進 ⑤食育活動を通じた農業理解の促進 ⑥交流事業の展開、食農情報の発信 ⑦市民参加型農業の推進	① ●オーナー制度の推進 ●強り取り・もぎ取り観光（落花生、さつまいも、いちご、みかん）の実施、新規団体の育成 ●農園ハイク、そば打ち体験、ブルーベリー・玉ねぎ等の収穫体験の実施 ●既存果樹園の観光農園化の促進 ●会員登録によるイベント情報の積極的な発信 ② ●援農事業の実施 ●観光農業に取り組む団体のネットワーク化及び法人化の促進 ●農業・農村体験や文化交流等の余暇活動提供の実施・検討 ●市内観光地等と連携した周年型観光農業の促進 ★農家レストランの設置促進（再掲） ③ ●観光農業情報の発信 ●新東名高速道路（仮称）秦野サービスエリアスマートインターチェンジ周辺における観光農業の推進 ★表丹沢魅力づくり構想に基づく観光農業の推進 ★弘法山や頭高山など観光拠点と連動した観光農業の推進 ④ ●学校、幼稚園及びこども園等を通じた食農教育の推進 ●学校給食への地場産農産物の供給量拡大及び安全・安心な農作物提供のための関係機関との連携強化（再掲） ●学校給食への食材供給団体の育成・強化（再掲） ●生産者による子ども・保護者を対象にした農業体験事業の推進 ●学校農園の活用 ⑤ ●（仮）第3次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）に基づき、食育の推進 ●健全な食生活、食文化等への理解を促す各種講座・事業の実施 ●食育に関わる組織との連携強化 ⑥ ●畜産まつり・農業まつり・農産物品評会等の各種イベントの推進 ●田原ふるさと公園の活用推進 ●秦野産農産物のPR（再掲） ●消費者が求める情報の提供（再掲） ⑦ ●市民農園の利用促進（再掲） ●新たな市民農園の開設促進 ●学校農園の活用（再掲） ●市民参加・ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動（再掲） ●援農を活用した観光農業の実施（再掲） ●畜産環境衛生対策の促進（再掲） ★農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保（再掲） ★生ごみ持ち寄り農園の実施（再掲）

秦野市都市農業振興計画策定スケジュール（案）

時 期	項 目	内 容
令和2年6月	市民意見	w e bアンケートの実施
令和2年7月	農業者意見	J A正組合員を対象としたアンケート調査の実施
令和2年7月	第1回推進委員会	計画骨子の協議
令和2年10月 (下旬)	第2回推進委員会	計画素案の協議
令和2年11月17日	臨時部長会議	計画の改定及び概要とスケジュールの報告
令和2年11月 (下旬)	庁内・関係機関	計画素案に対する意見照会 (庁内・J A・農委)
令和3年1月 (下旬)	第3回推進会議	都市農業振興計画改定(案)の協議・確定
令和3年1月 (下旬)	市長決裁	・改定(案)の決定起案 (パブコメ実施起案の前) ・パブコメ実施起案
令和3年2月2日 (予定)	定例部長会議	経過・計画内容の報告
令和3年2月 (中旬)	庁内 関係機関	改定(案)意見照会
令和3年2月15日	広報はだの	パブコメ意見募集記事掲載 期間：2月17日～3月上旬を予定
令和3年2月16日	議員連絡会	概要説明・意見照会 期間：2月16日～3月上旬を予定
令和3年3月 (中旬)	第4回推進会議	議員、関係機関、市民等の意見を反映し、次期 計画の最終協議、確定
令和3年3月 (下旬)	市長報告 (要日程調整)	推進会議から提言書を市長に報告
令和3年3月 (下旬)	議会報告	議会意見の反映一覧とともに計画をレターケ ース配布
令和3年3月末	成案	

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年11月17日）

提案課名 農業振興課

報告者名 今井 剛

事案名	秦野農業振興地域整備計画（案）について	有 資料 無
提案趣旨	<p>農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき、農業振興に関する施策の方向性を示した「秦野農業振興地域整備計画」を定めています。現行計画の改正（平成28年3月）から4年余りが経過し、新東名高速道路建設事業等に伴う農用地の収用や、本市の土地利用の方向性に応じた計画の見直しが必要であるため、これらを踏まえた計画（案）を作成しましたので報告します。</p>	
概要	<p>1 計画の趣旨 農業振興地域整備計画は農振法に基づき、農業の振興を図るべき地域を定め、農業の健全な発展と優良農地の保全・形成を目的とした計画です。特に農業振興地域内において、農業上の利用を確保すべき土地の区域（農用地区域）を定めた「農用地利用計画」が主な内容となっています。</p> <p>2 計画改正の必要性 農振法により概ね5年ごとに基礎調査を行うことが規定されており、その結果により必要に応じ、計画を改正することとなります。なお、改正に当たっては神奈川県との協議を経て、同意を得る必要があります。</p> <p>3 計画体系及び計画（案）概要 秦野農業振興地域整備計画（案）概要（資料1）のとおり</p> <p>4 計画期間 令和3年5月から5年を目途に見直し</p>	
経過	<p>令和元年～令和2年5月 基礎調査 令和2年6月～ 神奈川県との調整開始 10月30日～ 庁内意見照会、農政推進委員会意見照会 11月10日</p>	
今後の進め方	事務スケジュール（資料2）のとおり	

秦野農業振興地域整備計画(案) 概要

1 農業振興地域整備計画について

農振整備計画は農振法に基づき、農業の振興を図るべき地域を定め、農業の健全な発展と優良農地の保全・形成を目的とした計画であり、特に、農業振興地域内において農業上の利用を確保すべき土地の区域（農用地区域）を定めた「第1 農用地利用計画」が主な内容となっている。

2 改正の必要性

農振法により概ね5年ごとに基礎調査を行うことが規定されており、その結果により必要が生じた場合は農振整備計画を変更することとなる。改正に当たっては神奈川県との協議を経て、同意を得る必要がある。

【今回の主な改正理由】

第1 農用地利用計画

- ・ 新東名高速道路用地として整備された土地の農用地区域からの除外【公共用地】
- ・ 市道等用地として整備された土地の農用地区域からの除外【公共用地】
- ・ 道路整備等により分断等され、概ね10 a 未満の狭小化した農地の農用地区域からの除外【近代化不適地】

第2 農業生産基盤の整備開発計画

- ・ 農道等基盤整備計画を現状に応じて変更

3 改正(案)

計画体系【法定様式】	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)	改正(案)の内容																																																																																																																																												
<p>※法定体系のため新旧での変更なし</p> <p>第1 農用地利用計画</p> <p>1 土地利用区分の方向</p> <p>(1) 土地利用の方向</p>	<p>① 公共用地（道路等）及び近代化不適地等の農振除外</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>除外理由</th> <th>筆数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秦野市道等用地</td> <td>77筆</td> <td>4,800.20m²</td> </tr> <tr> <td>国道用地</td> <td>20筆</td> <td>7,825.59m²</td> </tr> <tr> <td>新東名用地</td> <td>88筆</td> <td>44,369.04m²</td> </tr> <tr> <td>近代化不適地</td> <td>62筆</td> <td>12,210.81m²</td> </tr> <tr> <td>農家住宅等建築</td> <td>1筆</td> <td>400.00m²</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>248筆</td> <td>69,605.64m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農用地区域からの除外は農振法で厳しく制限されている。県協議において、全ての除外候補地を農振除外できるとは限らないため、除外地は上記より減る可能性がある。</p>	除外理由	筆数	面積	秦野市道等用地	77筆	4,800.20m ²	国道用地	20筆	7,825.59m ²	新東名用地	88筆	44,369.04m ²	近代化不適地	62筆	12,210.81m ²	農家住宅等建築	1筆	400.00m ²	計	248筆	69,605.64m²	<p>① 農振除外変更前後の農用地区域面積</p> <p style="text-align: right;">(単位:ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">現況</th> <th rowspan="3">農用地</th> <th colspan="6">農用地</th> <th rowspan="3">混牧林地</th> <th rowspan="3">農業用施設用地</th> <th rowspan="3">左記以外の山林原野</th> <th rowspan="3">その他</th> <th rowspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th colspan="4">農地</th> <th rowspan="2">採草放牧地</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>樹園地</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">興農地業地域振</td> <td>変更前</td> <td>167.92</td> <td>655.23</td> <td>193.36</td> <td>1,016.51</td> <td>0.80</td> <td>1,017.31</td> <td>0.00</td> <td>21.93</td> <td>1,137.67</td> <td>1,262.01</td> <td>3,438.92</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>163.93</td> <td>638.80</td> <td>193.36</td> <td>996.09</td> <td>0.80</td> <td>996.89</td> <td>0.00</td> <td>21.93</td> <td>1,129.43</td> <td>1,290.67</td> <td>3,438.92</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区域</td> <td>変更前</td> <td>135.18</td> <td>435.98</td> <td>125.03</td> <td>696.19</td> <td>0.80</td> <td>696.99</td> <td>0.00</td> <td>18.50</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>715.49</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>133.70</td> <td>430.50</td> <td>125.03</td> <td>689.23</td> <td>0.80</td> <td>690.03</td> <td>0.00</td> <td>18.50</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>708.53</td> </tr> </tbody> </table> <p>・農用地区域の面積 変更前：715.49ha 変更後：708.53ha</p>	現況	農用地	農用地						混牧林地	農業用施設用地	左記以外の山林原野	その他	合計	農地				採草放牧地	計	田	畑	樹園地	計	興農地業地域振	変更前	167.92	655.23	193.36	1,016.51	0.80	1,017.31	0.00	21.93	1,137.67	1,262.01	3,438.92	変更後	163.93	638.80	193.36	996.09	0.80	996.89	0.00	21.93	1,129.43	1,290.67	3,438.92	区域	変更前	135.18	435.98	125.03	696.19	0.80	696.99	0.00	18.50	—	—	715.49	変更後	133.70	430.50	125.03	689.23	0.80	690.03	0.00	18.50	—	—	708.53																																														
除外理由	筆数	面積																																																																																																																																												
秦野市道等用地	77筆	4,800.20m ²																																																																																																																																												
国道用地	20筆	7,825.59m ²																																																																																																																																												
新東名用地	88筆	44,369.04m ²																																																																																																																																												
近代化不適地	62筆	12,210.81m ²																																																																																																																																												
農家住宅等建築	1筆	400.00m ²																																																																																																																																												
計	248筆	69,605.64m²																																																																																																																																												
現況	農用地	農用地						混牧林地	農業用施設用地	左記以外の山林原野	その他	合計																																																																																																																																		
		農地				採草放牧地	計																																																																																																																																							
		田	畑	樹園地	計																																																																																																																																									
興農地業地域振	変更前	167.92	655.23	193.36	1,016.51	0.80	1,017.31	0.00	21.93	1,137.67	1,262.01	3,438.92																																																																																																																																		
	変更後	163.93	638.80	193.36	996.09	0.80	996.89	0.00	21.93	1,129.43	1,290.67	3,438.92																																																																																																																																		
区域	変更前	135.18	435.98	125.03	696.19	0.80	696.99	0.00	18.50	—	—	715.49																																																																																																																																		
	変更後	133.70	430.50	125.03	689.23	0.80	690.03	0.00	18.50	—	—	708.53																																																																																																																																		
	各区内訳	<p style="text-align: right;">(単位:ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> <th rowspan="2">農振除外面積</th> <th rowspan="2">農振編入面積</th> <th rowspan="2">用途区分変更面積</th> </tr> <tr> <th colspan="2">農用地</th> <th>農業用施設用地</th> <th>合計</th> <th colspan="2">農用地</th> <th>農業用施設用地</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>農地</th> <th>採草放牧地</th> <th></th> <th></th> <th>農地</th> <th>採草放牧地</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 弘法山周辺</td> <td>55.23</td> <td>0.80</td> <td>2.20</td> <td>58.23</td> <td>55.20</td> <td>0.80</td> <td>2.20</td> <td>58.20</td> <td>0.03</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>B 東</td> <td>126.05</td> <td>0.00</td> <td>1.04</td> <td>127.09</td> <td>125.66</td> <td>0.00</td> <td>1.04</td> <td>126.70</td> <td>0.39</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>C 北</td> <td>112.29</td> <td>0.00</td> <td>2.98</td> <td>115.27</td> <td>110.56</td> <td>0.00</td> <td>2.98</td> <td>113.54</td> <td>1.73</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>D 堀</td> <td>51.54</td> <td>0.00</td> <td>1.12</td> <td>52.66</td> <td>50.57</td> <td>0.00</td> <td>1.12</td> <td>51.69</td> <td>0.97</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>E 上</td> <td>107.24</td> <td>0.00</td> <td>1.10</td> <td>108.34</td> <td>103.97</td> <td>0.00</td> <td>1.10</td> <td>105.07</td> <td>3.27</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>F 渋沢丘陵</td> <td>151.39</td> <td>0.00</td> <td>3.90</td> <td>155.29</td> <td>150.94</td> <td>0.00</td> <td>3.90</td> <td>154.84</td> <td>0.45</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>G 大槻</td> <td>52.77</td> <td>0.00</td> <td>5.06</td> <td>57.83</td> <td>52.66</td> <td>0.00</td> <td>5.06</td> <td>57.72</td> <td>0.11</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>H・I 鶴巻</td> <td>39.68</td> <td>0.00</td> <td>1.10</td> <td>40.78</td> <td>39.67</td> <td>0.00</td> <td>1.10</td> <td>40.77</td> <td>0.01</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>696.19</td> <td>0.80</td> <td>18.50</td> <td>715.49</td> <td>689.23</td> <td>0.80</td> <td>18.50</td> <td>708.53</td> <td>6.96</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	区域	変更前				変更後				農振除外面積	農振編入面積	用途区分変更面積	農用地		農業用施設用地	合計	農用地		農業用施設用地	合計		農地	採草放牧地			農地	採草放牧地						A 弘法山周辺	55.23	0.80	2.20	58.23	55.20	0.80	2.20	58.20	0.03	0.00	0.00	B 東	126.05	0.00	1.04	127.09	125.66	0.00	1.04	126.70	0.39	0.00	0.00	C 北	112.29	0.00	2.98	115.27	110.56	0.00	2.98	113.54	1.73	0.00	0.00	D 堀	51.54	0.00	1.12	52.66	50.57	0.00	1.12	51.69	0.97	0.00	0.00	E 上	107.24	0.00	1.10	108.34	103.97	0.00	1.10	105.07	3.27	0.00	0.00	F 渋沢丘陵	151.39	0.00	3.90	155.29	150.94	0.00	3.90	154.84	0.45	0.00	0.00	G 大槻	52.77	0.00	5.06	57.83	52.66	0.00	5.06	57.72	0.11	0.00	0.00	H・I 鶴巻	39.68	0.00	1.10	40.78	39.67	0.00	1.10	40.77	0.01	0.00	0.00	計	696.19	0.80	18.50	715.49	689.23	0.80	18.50	708.53	6.96	0.00	0.00
区域	変更前				変更後				農振除外面積	農振編入面積	用途区分変更面積																																																																																																																																			
	農用地		農業用施設用地	合計	農用地		農業用施設用地	合計																																																																																																																																						
	農地	採草放牧地			農地	採草放牧地																																																																																																																																								
A 弘法山周辺	55.23	0.80	2.20	58.23	55.20	0.80	2.20	58.20	0.03	0.00	0.00																																																																																																																																			
B 東	126.05	0.00	1.04	127.09	125.66	0.00	1.04	126.70	0.39	0.00	0.00																																																																																																																																			
C 北	112.29	0.00	2.98	115.27	110.56	0.00	2.98	113.54	1.73	0.00	0.00																																																																																																																																			
D 堀	51.54	0.00	1.12	52.66	50.57	0.00	1.12	51.69	0.97	0.00	0.00																																																																																																																																			
E 上	107.24	0.00	1.10	108.34	103.97	0.00	1.10	105.07	3.27	0.00	0.00																																																																																																																																			
F 渋沢丘陵	151.39	0.00	3.90	155.29	150.94	0.00	3.90	154.84	0.45	0.00	0.00																																																																																																																																			
G 大槻	52.77	0.00	5.06	57.83	52.66	0.00	5.06	57.72	0.11	0.00	0.00																																																																																																																																			
H・I 鶴巻	39.68	0.00	1.10	40.78	39.67	0.00	1.10	40.77	0.01	0.00	0.00																																																																																																																																			
計	696.19	0.80	18.50	715.49	689.23	0.80	18.50	708.53	6.96	0.00	0.00																																																																																																																																			

計画体系【法定様式】	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)	改正(案)の内容																																															
(1) 土地利用の方向 (2) 農業上の土地利用の方向	② 土地区画整理事業等により、農地の都市的土地利用への転換が予想されるため、総合計画等における土地利用計画に基づき調和を図っていくことを追加【新規】 ③ 新たな農地の創出は難しいため、土地改良、農道等の基盤整備、鳥獣被害対策、耕作放棄地の解消、担い手への農地集積及び観光農業により、既存農地を有効利用していくことを追加【新規】 ④ 各地区の土地利用の方向性を現状に応じて修正(農地面積、農道等整備、都市的土地利用)	② 計画書(案)のとおり(P.1) ③ 計画書(案)のとおり(P.1) ④ 計画書(案)のとおり(P.2~P.8)																																															
第2 農業生産基盤の整備開発計画 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 2 農業生産基盤整備開発計画	⑤ 農道等の整備計画を現状に応じて修正(整備済削除、新規案件追加) ⑥ 各地区の生産基盤等を現状に応じて修正	⑤ 農道等整備計画 <table border="1" data-bbox="1507 663 2620 1052"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道等整備</td> <td>L=550m</td> <td>曾屋</td> <td>3.1</td> <td>農とみどりの整備事業</td> </tr> <tr> <td>農道等整備</td> <td>L=320m</td> <td>蓑毛</td> <td>1.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道等整備</td> <td>L=310m</td> <td>菩提</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道等整備</td> <td>L=370m</td> <td>戸川</td> <td>2.3</td> <td>農とみどりの整備事業</td> </tr> <tr> <td>農道等整備</td> <td>L=320m</td> <td>堀西・堀山下</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道等整備</td> <td>L=540m</td> <td>柳川</td> <td>1.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道等整備</td> <td>L=250m</td> <td>柳川</td> <td>2.5</td> <td>農とみどりの整備事業</td> </tr> <tr> <td>農道等整備</td> <td>L=300m</td> <td>千村</td> <td>2.8</td> <td>農とみどりの整備事業</td> </tr> </tbody> </table> ⑥ 計画書(案)のとおり(P.9~P.11)	事業の種類	事業概要	受益の範囲		備考	受益地区	受益面積(ha)	農道等整備	L=550m	曾屋	3.1	農とみどりの整備事業	農道等整備	L=320m	蓑毛	1.2		農道等整備	L=310m	菩提	1.4		農道等整備	L=370m	戸川	2.3	農とみどりの整備事業	農道等整備	L=320m	堀西・堀山下	1.0		農道等整備	L=540m	柳川	1.8		農道等整備	L=250m	柳川	2.5	農とみどりの整備事業	農道等整備	L=300m	千村	2.8	農とみどりの整備事業
事業の種類	事業概要	受益の範囲			備考																																												
		受益地区	受益面積(ha)																																														
農道等整備	L=550m	曾屋	3.1	農とみどりの整備事業																																													
農道等整備	L=320m	蓑毛	1.2																																														
農道等整備	L=310m	菩提	1.4																																														
農道等整備	L=370m	戸川	2.3	農とみどりの整備事業																																													
農道等整備	L=320m	堀西・堀山下	1.0																																														
農道等整備	L=540m	柳川	1.8																																														
農道等整備	L=250m	柳川	2.5	農とみどりの整備事業																																													
農道等整備	L=300m	千村	2.8	農とみどりの整備事業																																													
第3 農用地等の保全計画 1 農用地等の保全の方向	⑦ 土地改良、農道等の基盤整備、鳥獣被害対策、耕作放棄地の解消及び担い手への農地集積等により既存農地の保全に努めることを記載 ⑧ 土地区画整理事業等により、農地の都市的土地利用への転換が予想されるため、総合計画等における土地利用計画に基づき調和を図っていくことを追加【新規】	⑦ 計画書(案)のとおり(P.12) ⑧ 計画書(案)のとおり(P.12)																																															
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	⑨ 人・農地プラン、認定農業者育成、農地集積及び鳥獣被害対策等について、現状の推進体制等に応じて修正	⑨ 計画書(案)のとおり(P.16~P.17)																																															
第5 農業近代化施設の整備計画	⑩ 農業近代化施設(畜舎等)整備計画を現状に応じて修正	⑩ 計画書(案)のとおり(P.18)																																															
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	⑪ 農業者育成事業等(はだの市民農業塾等)を現状に応じて修正	⑪ 計画書(案)のとおり(P.19)																																															
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	⑫ 現状(統計資料の有無に応じて)に応じて修正	⑫ 計画書(案)のとおり(P.20)																																															
第8 生活環境施設の整備計画	⑬ 現状に応じて修正(交流の場として「田原ふるさと公園」を追加)	⑬ 計画書(案)のとおり(P.21)																																															

事務スケジュール

		神奈川県	農政推進委員会	庁内会議・各課照会等	庁議等	市民意見等
令和2年	4月					
	5月	・【法定手続】 [5/14]県に基礎調査資料提出				
	6月	・【県指定手続】 [6/10]県に事前調整資料提出				
	7月	【県指定手続】県との事前調整 ・県による農振除外適否の確認				
	8月					
	9月					
	10月		・[下旬]計画書(案)の意見照会	・[下旬]計画書(案)の各課意見照会		
	11月				・[11/17]臨時部長会議にて報告	
12月		・[下旬]農政推進委員会で計画書(案)の協議	・【県指定手続】 [下旬]農業委員会、農協への意見照会	・[12/15]議員連絡会にて報告	※パブコメは実施しない(法定手続の公告縦覧をするため)	
令和3年	1月	・【県指定手続】 [上旬]計画書(案)事前相談				
	2月	・【県指定手続】 [時期未定]神奈川県農振整備計画検討委員会				
	3月	・【県指定手続】 [中旬]県から事前相談の回答				・【法定手続】 [中旬]農振整備計画(案)の公告縦覧(30日間)、異議申出期間(15日間)
	4月					
	5月	・【法定手続】[中下旬]県との計画書(案)協議 ・【法定手続】[下旬]県から協議の回答				・【法定手続】 [下旬]農振整備計画の公告

地域指定年度	昭和 47 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	平成 2 年度
	平成 8 年度
	平成 13 年度
	平成 27 年度



秦野農業振興地域整備計画書

令和 3 年 月

神奈川県秦野市

目 次

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	5
ウ 特別な用途区分の構想	8
2 農用地利用計画	8

第 2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11
4 他事業との関連	11

第 3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向	12
2 農用地等保全整備計画	12
3 農用地等の保全のための活動	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	12

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	13
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連	17

第5 農業近代化施設の整備計画

- 1 農業近代化施設の整備の方向18
- 2 農業近代化施設整備計画18
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連18

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

- 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向19
- 2 農業就業者育成・確保施設整備計画19
- 3 農業を担うべき者のための支援の活動19
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連19

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標20
- 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策20
- 3 農業従事者就業促進施設20
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連20

第8 生活環境施設の整備計画

- 1 生活環境施設の整備の目標21
- 2 生活環境施設整備計画21
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連21
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連21

第9 付図 別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図3号）

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域22
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域22
 - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域22

- 別表 農用地利用計画23

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、県央の西部に位置し、東部は伊勢原市、西部は松田町及び大井町、南部は中井町及び平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接し、面積10,376ha（103.76 km²）、東西の距離約13.6 km、南北約12.8 kmである。市の中心部は、東京から約60 km、横浜から約37 kmのところであり、北方には、いわゆる神奈川の屋根丹沢連峰がひかえ、南方には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走り、県内で唯一の典型的な盆地を形成している。

市内を流れる河川の多くは、その丹沢連峰の稜線の合間から発しており、なかでも塔ノ岳からの水無川及び春嶽山からの金目川は、盆地に入って扇状地地帯を形成し、これが今日の市街地となっている。

気候は、年間平均気温が15.9℃と比較的温暖であり、降雨量は年間1,877.5mmと県内でも比較的多い。また、地質は、丹沢山地から搬出され堆積した砂礫層と、箱根火山等から飛来した火山層が基盤の上で互層構造を形成している。

本市における土地利用の現状は、市域全体を都市計画区域に指定し、市街化区域及び市街化調整区域の区分のもとに、この恵まれた自然環境を生かし、安全で快適な生活環境の確保と市域の均衡のとれた発展を図っている。

市街化区域は2,438haで、市域全体の約23%となっており、住居系、商業系及び工業系の用途に区分されている。

市街化調整区域は7,938haで、主に森林地域及び農業振興地域となっているが、森林地域のほとんどは丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園で占められている。農業振興地域は3,439haで、そのうち709haを農用地区域とするものである。

土地利用の基本方針としては、土地区画整理事業等により自然的土地利用から都市的土地利用への転換が予想されるため、総合計画等における土地利用計画に基づき、農業的土地利用と都市的土地利用の健全な調和を図っていく。なお、計画的な新たな農用地の創出が難しい中で、地域特性を生かした施設園芸、露地野菜、特産農作物、花卉花木、畜産及び果樹部門等を振興していくため、土地改良の手法を活用した農地の整備、農道等の生産基盤整備、鳥獣被害防止対策、耕作放棄地等の解消及び担い手への農地集積の推進により、既存農地を有効利用し、高生産性農業の確立と農産物の安定供給を図る。

また、新東名高速道路秦野SA（仮称）スマートIC等により交通の利便性が向上するため、周辺の地域資源である農地を観光農業等に活用して農業振興を図る。

以上の基本的な方向に基づく主要な用途間の移動の構想については、次のとおり定める。

単位：ha、%

区 分	現在（令和3年）		目 標 （10年後）		増 減	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
農用地	996.9	29.0	971.5	28.4	△25.4	97.5
農業用 施設用地	21.9	0.6	22.2	0.6	0.3	101.4
森林・原野	1,129.4	32.8	1,129.4	33.0	0	100
住宅地	不明	—	—	—	—	—
工場用地	不明	—	—	—	—	—
その他	1,290.7	37.6	1,300.1	38.0	9.4	100.7
計	3,438.9	100	3,423.2	100	△15.7	99.5

【用語等の解説】

○農用地とは、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づく耕作の目的又は主として耕作に供される「田」「畑」「樹園地」及び養畜の業務のための「採草放牧地」をいう。

○農用地等とは、農振法に基づく「農用地」と「農業用施設用地」をいう。

○農用地区域とは、農振法に基づく「農用地等として利用すべき土地の区域」をいう。

○面積については、全ておおむねの面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 697ha のうち、次に掲げる以外の農用地 690ha について、農用地区域を設定する。

- | | |
|---------------------|--------|
| a 施設の整備等に伴い除外する農用地 | 5.7ha |
| b 分家住宅の建築に伴い除外する農用地 | 0.04ha |
| c 近代化不適地として除外する農用地 | 1.2ha |

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの、及び次に掲げる 2ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設用地 18.5ha

農業用施設 の名称	位置 (集落名)	面積 (ha)	農業用施設の種類
秦野共栄牧場	今泉	2.2	牛舎、管理棟、格納庫、 家畜糞尿処理施設

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域内の現況農用地等 715ha のうち、農業の近代化を図ることが適当でない土地を除いた 709ha を農用地等として確保し、「地域特性を生かした持続可能な都市農業の実現」に向け農業振興を図ることを基本として、次に掲げる地区別用途面積の目標のとおり、農用地等利用の方針を定める。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A 弘法山 周辺地区	55.2	55.2	0	0.8	0.8	0	0	0	0	2.2	2.2	0	58.2	58.2	0	0
B 東地区	125.7	125.7	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0	126.7	126.7	0	0
C 北地区	110.5	97.2	△ 13.3	0	0	0	0	0	0	3.0	3.3	0.3	113.5	100.5	△ 13.0	0
D 堀地区	50.6	50.6	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.1	0	51.7	51.7	0	0
E 上地区	104.0	104.0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.1	0	105.1	105.1	0	0
F 渋沢丘陵 地区	150.9	150.9	0	0	0	0	0	0	0	3.9	3.9	0	154.8	154.8	0	0
G 大槻地区	52.6	52.2	△ 0.4	0	0	0	0	0	0	5.1	5.1	0	57.7	57.3	△ 0.4	0
H・I 鶴巻地区	39.7	39.7	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.1	0	40.8	40.8	0	0
計	689.2	675.5	△ 13.7	0.8	0.8	0	0	0	0	18.5	18.8	0.3	708.5	695.1	△ 13.4	0

イ 用途区分の構想

(ア) A地区（弘法山周辺地区）

地区の農用地等 58ha のうち、弘法山周辺の山間部を中心に樹園地が 20ha を占め、これをとりまく比較的平坦地には畑と谷戸田が 35ha 介在している。また、農業用施設用地として 2ha、採草放牧地として 1ha が利用されている。

今後の農用地区分は、地域のほぼ中央に位置する弘法山の北側に広がる樹園地及び畑の保全に努める。

また、南部地域については、農道等の農業生産基盤整備も比較的進んでいるので、引き続き山間部は樹園地として、平坦地は畑として保全に努める。

他の地域については、畑及び樹園地として、これに介在する谷戸田の保全に努める。

なお、本地域には、「はだのクリーンセンター建設に伴う利便施設周辺の土地利用方針」が定められている。

(イ) B地区（東地区）

地区の農用地等 127ha のうち、丹沢山麓の山間部を中心に畑と樹園地が混在する 28ha の農用地、これに連なる台地に畑と谷戸田が混在する 22ha の農用地及び田原地区のほ場整備された田 26ha と畑 50ha が集団的な優良農地を形成している。また、農業用施設用地として 1ha が利用されている。なお、本地区には、平成 6 年度に開設された「東田原ふれあい農園」1ha 及び平成 1 2 年度に開園した「田原ふるさと公園」1.1ha があり、地域農業の活性化及び農業者と都市住民との交流の場となっている。

今後の農用地の用途区分は、山間地を中心とした畑と樹園地が混在する農用地については、樹園地及び落花生等の地場特産物の産地形成を目指し畑として保全に努める。

また、台地の畑地帯に介在する谷戸田については、畑への転換も見据え保全に努める。

田原地区の優良農地については、ほ場整備がされており、田及び畑として保全に努める。

(ウ) C地区（北地区）

地区の農用地等 114ha は、丹沢山麓の山間部地域の茶を中心とした樹園地 19ha、小規模な田と畑が混在する 22ha の農用地、これに連なる平坦な台地に比較的整備の進んだ 70ha の集団的農用地及び農業用施設用地 3ha とで形成されている。

今後の農用地の用途区分は、山間地とこれに連なる葛葉川上流の菩提地区北部については、山間地域の茶生産を主体とした樹園地及び小規模な田として保全に努める。また、平坦地は、施設園芸及び普通作を主体とした畑として保全に努める。

平坦地の畑作地帯は、農業生産基盤整備が比較的進み、集団的な優良農地が形成されており、施設園芸及び普通作を主体とした産地形成を図るとともに、いちご狩りやブルーベリーの摘み取り等の体験型観光農業を促進するため、畑、田及び樹園地として保全に努める。特に水無川左岸の戸川地区は、平成9年度に開園した「県立秦野戸川公園」での直売等に対応可能な多品目農産物を生産するため、畑及び樹園地として保全に努める。

なお、本地域では、戸川地区において土地区画整理事業が検討されている。また、横野地区では、都市計画道路事業が検討されている。

(エ) D地区（堀地区）

地区の農用地等 52ha は、水無川と四十八瀬川に挟まれたやや平坦な台地に畑 43ha、樹園地 6ha、田 2ha 及び農業用施設 1ha として利用されている。

今後の農用地の用途区分は、堀山下地区では、恵まれた自然環境と観光資源を活用した落花生やさつまいもの掘り取り等の体験型観光農業を促進し、畑、田及び樹園地として保全に努める。

また、堀西地区は、農道等の農業生産基盤整備が進んでおり、施設園芸及び普通作を主体とした畑及び樹園地として保全に努める。

(オ) E地区（上地区）

地区の農用地等 105ha は、四十八瀬川の右岸に展開する三廻部地区の台地に畑と樹園地が混在する 20ha の農用地、四十八瀬川流域の谷戸田 6ha 及び柳川、八沢、菖蒲地域の山間台地に展開する 53ha の畑作地帯と、これに介在する樹園地 20ha、谷戸田 5ha とで形成されている。また、農

業用施設用地として1haが利用されている。

地区内の多くの農用地は、起伏の激しい地形から集団性に乏しく、また、農業従事者の高齢化の進行や鳥獣被害等により耕作放棄地の増加がみられるが、地域全体で鳥獣被害に強い農作物の生産を始め、その特産化に取り組んでいる。

今後の農用地の用途区分は、耕作放棄地の解消による農用地の有効利用を図るため、農道等の農業生産基盤整備を推進し、施設園芸、茶、露地野菜、畜産及び普通作を主とした複合経営を行うため、傾斜地は茶等を主体とした樹園地として、台地は施設園芸、露地野菜及びそば等を主体とした畑及び田として保全に努める。

(カ) F地区（渋沢丘陵地区）

地区の農用地等概ね155haは、市南部を東西に走る渋沢丘陵に存しているが、これらの農用地は県道62号線南側の比較的平坦な農用地133haと小原、栃窪、峠及び千村等山間部の農用地18haに大別される。また、農業用施設用地として4haが利用されている。

今後の農用地の用途区分は、比較的平坦な農用地は、畑、樹園地及び田として保全に努める。

また、峠及び千村等山間部は、畑及び樹園地として保全に努める。

(キ) G地区（大槻地区）

地区の農用地等58haは、金目川流域の集団化された水田34haとこれに連なる畑18ha、樹園地1haとで形成されている。また、農業用施設用地として5haが利用されている。

今後の農用地の用途区分は、水田地帯では、ほ場整備により集団的な優良農地が形成されており田として保全に努める。

また、畑地帯では、引き続き露地野菜等を主体とした畑及び樹園地として保全に努める。

なお、本地域では、西大竹地区において土地区画整理事業が検討されている。また、上大槻地区において水道事業による施設整備が計画されている。

(ク) H・I地区（鶴巻地区）

H地区の農用地等6haは、やや規模は小さいものの、周辺地域の都市

化が著しい中で、施設園芸及び露地野菜を主体とした集団的な畑地帯を形成している。

また、I地区の農用地等 35ha は、ほ場整備された大根川及び善波川流域の田 31ha、集団埋立てによる畑 2ha と樹園地 1ha、農業用施設用地 1ha とで形成されている。畑においては、施設園芸及び梨等を主体とした農業経営がなされており、これらの畑と水田が一体となって集団的な優良農地を形成している。

今後の農用地の用途区分は、H地区では、施設園芸及び露地野菜を主体とした畑及び樹園地として、また、I地区では、引き続き田、畑及び樹園地として保全に努める。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記（P22）のとおりとする。

※ 農用地利用計画は農用地区域に指定する地番一覧のため添付を省略します。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

地域内の農用地等 709ha は、田 134ha、畑 431ha、樹園地 125ha、農業用施設用地 18ha 及び採草放牧地 0.8ha に区分される。

山間傾斜地に存する小規模な農用地は、立地条件や自然条件等により不利な営農環境にあるため、農道整備等を進め、農地の利用促進及び農業機械の積極的導入等を図る必要がある。

一方、平坦地の農用地は、10a から 30a 程度に区画され、農業用排水路の整備された水田や、農道及びほ場等が整備された畑及び樹園地が存するなど、山間地域と比較して農業生産基盤整備が進んでおり、優良農地を形成している。

以上の現状を踏まえ、今後の農業生産基盤整備については、土地改良の手法を活用した農地の整備、農とみどりの整備事業等を活用した農道等の整備・改修を推進し、優良農地の確保に努めるとともに、農地の高度利用による効率的かつ安定的な農業経営を図るものとする。

以上の基本的な方向に基づき、地区別の農業生産基盤整備の構想を次のとおり定める。

(1) A地区（弘法山周辺地区）

本地区は県立自然公園に指定されている弘法山公園及び「名水はだの富士見の湯」があり観光資源となっているため、周辺地域での体験型観光農業等に適している。

農地の効率的利用及び生産性向上のため、農とみどりの整備事業等の導入により、農道等の整備を図る。

(2) B地区（東地区）

本地区北部の山間地域は、畑と樹園地が混在し、遊休・荒廃化が進んでいるため、山間地域の特性を生かした果樹産地の形成を図る。また、農地の効率的利用及び生産性向上のため、新東名高速道路建設地付近に農道等の整備を図る。

平坦な田原地区は、ほ場整備により優良農地を形成している。また、都市住民との交流の場となる「田原ふるさと公園」や「東田原ふれあい農園」が整備されている。

(3) C地区（北地区）

本地区のうち西部の地域は、比較的平坦地で畑作が中心となっている。本地区には、平成9年度に開園した「県立秦野戸川公園」があり、観光資源となっ

ている。

北西農免道路等農業生産基盤整備は比較的進んでいるが、今後さらに農地の効率的利用及び生産性向上のため、農とみどりの整備事業等の導入による農道等の整備、新東名高速道路建設地付近への農道等の整備を図る。

(4) D地区（堀地区）

本地区のうち畑作を中心とする北部の堀山下地区は、「県立秦野戸川公園」及び平成12年度に開園した「表丹沢堀山下ふれあい農園」があり、観光資源を活用した体験型観光農業が展開されている。

北西農免道路等農業生産基盤整備は比較的進んでいるが、今後さらに農地の効率的利用及び生産性向上を図るため、新東名高速道路建設地付近に農道等の整備を図る。

(5) E地区（上地区）

本地区内の多くの農用地は、起伏の激しい地形であることから集団性に乏しく、また、農業従事者の高齢化や鳥獣被害等により、地区全体に遊休・荒廃化が進んでいる。

このため、農とみどりの整備事業等の導入による農道等の整備、新東名高速道路建設地付近への農道等の整備を図る。

また、新東名高速道路建設事業に伴う農地造成事業により優良農地の整備を図る。

(6) F地区（渋沢丘陵地区）

本地区のうち峠及び千村地区は、山間部に位置し、起伏の激しい地形であることから、営農条件の改善を図るため土地基盤整備事業等を導入したが、さらに、農とみどりの整備事業等の導入により、農道等の整備を図る。

また、今泉地区は、集団的な農用地がある一方で、一部は丘陵の斜面となっているため土地改良事業等により優良農地の整備を図る。

(7) G地区（大槻地区）

本地区のうち下大槻地区の金目川沿岸の農用地は、ほ場整備がされており、また、金目川右岸の農業用排水路は、隣接する山林傾斜地からの土砂崩落等防止のため、農地防災事業の導入により排水路整備がされている。

(8) H・I地区（鶴巻地区）

本地区は、全体的にはほ場整備及びかんがい施設整備がされているため、農業生産基盤の適切な維持管理により、優良農地の保全に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農道等整備	L=550m	A (曾屋)	3.1	A-①	農とみどりの整備事業
農道等整備	L=120m	B (蓑毛)	1.2	B-①	
農道等整備	L=140m	C (菩提)	1.4	C-①	
農道等整備	L=370m	C (戸川)	2.3	C-②	農とみどりの整備事業
農道等整備	L=140m	D (堀西・堀山下)	1.0	D-①	
農道等整備	L=240m	E (柳川)	1.8	E-①	
農道等整備	L=250m	E (柳川)	2.5	E-②	農とみどりの整備事業
農道等整備	L=300m	F (千村)	2.8	F-①	農とみどりの整備事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化の進行、後継者・担い手不足、兼業化が進み、加えて、営農環境の悪い中山間地域を抱え、狭あい農道や傾斜地が多いことや鳥獣による農作物被害の深刻化による営農意欲の減退等により、農地の遊休・荒廃化が拡大している。

そのため、農業者や地域住民等と連携して実施している遊休・荒廃農地の解消活動や農作物被害防除対策等を推進するとともに、認定農業者及び人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への農地の利用集積、土地利用型作物の生産拡大、農作業受委託、土地改良の手法を活用した農地の整備、農道等農業生産基盤整備等の推進により、農用地等の保全に努める。

一方、土地区画整理事業等により都市的土地利用への転換が予想されるため、総合計画等における土地利用計画に基づき、農業的土地利用と都市的土地利用の健全な調和を図っていく。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

農用地等の保全を図るため、農とみどりの整備事業等の導入による農業生産基盤整備、新たな担い手確保のための就農支援策、農業者や地域住民等と連携した遊休・荒廃農地解消活動や鳥獣被害防除対策、利用権設定や農地中間管理事業を活用した農地の利用集積等を積極的に推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」並びに「人・農地プラン」に基づき、農地の流動化や農作業の受委託の促進により意欲的な農業者への農地の集積、集団化を進め、農地の有効利用及び経営規模の拡大を図る。

また、耕種部門における経営形態については、営農環境の改善等の条件整備を進め、農業経営の安定と農業生産力の増進を図る。

本市及びその周辺市町村において現に確立している優良な農業経営の事例を踏まえ、本市の農業の中核的な担い手となる農業者の経営の指標を次のとおり定める。

〔個別経営体〕

営農類型	目標規模		作目構成	
施設トマト ・キュウリ	施設面積 畑 計	0.5ha 0.5ha 1.0ha	促成トマト 半促成トマト 抑制キュウリ バレイショ、キャベツ等 計	0.2ha 0.2ha 0.4ha 0.8ha 1.6ha
施設イチゴ + 露地野菜	施設面積 畑 計	0.3ha 0.7ha 1.0ha	促成早出イチゴ 促成普通イチゴ カンショ、バレイショ、 キャベツ等 計	0.14ha 0.1ha 1.1ha 1.34ha
温室バラ	施設面積 水田 計	0.6ha 0.2ha 0.8ha	バラ	0.33ha
温室 カーネーション	施設面積 水田 計	0.6ha 0.3ha 0.9ha	カーネーション	0.33ha

営農類型	目標規模		作目構成	
温室鉢物	施設面積 畑 水田 計	0.3ha 0.1ha 0.2ha 0.6ha	鉢物 花壇苗 計	0.13ha 0.1ha 0.23ha
花壇用苗	施設面積 畑 計	0.2ha 0.3ha 0.5ha	パンジー等 野菜苗	0.1ha
野菜直売	施設面積 畑 計	0.15ha 0.5ha 0.65ha	促成トマト 抑制キュウリ ホウレンソウ コマツナ ネギ サトイモ バレイショ ダイコン キャベツ ブロッコリー 計	0.1ha 0.1ha 0.3ha 0.2ha 0.1ha 0.1ha 0.05ha 0.1ha 0.1ha 0.05ha 1.2ha
露地野菜	畑	2.0ha	ダイコン キャベツ トウモロコシ ブロッコリー バレイショ ニンジン ホウレンソウ カンショ レタス ネギ 落花生 計	0.5ha 0.5ha 0.3ha 0.2ha 0.4ha 0.4ha 0.3ha 0.3ha 0.4ha 0.2ha 0.3ha 3.8ha
軟弱野菜	施設用地 畑 計	0.15ha 1.0ha 1.15ha	施設ホウレンソウ 施設コマツナ 露地ホウレンソウ 露地コマツナ 露地シュンギク 計	0.3ha 0.4ha 0.5ha 1.5ha 0.2ha 2.9ha
茶	畑 山林 計	2.2ha 0.1ha 2.3ha	茶	2.2ha
落葉果樹 + 水稲	畑 水田 計	0.8ha 0.3ha 1.1ha	ナシ ブドウ 水稲 計	0.5ha 0.3ha 0.3ha 1.1ha

営農類型	目標規模		作目構成	
酪農 〔土地利用型〕	施設用地 飼料畑	0.2ha 3.0ha	成牛 育成牛 計	40 頭 14 頭 54 頭
酪農 〔都市近郊型〕	施設用地 飼料畑	0.2ha 1.6ha	成牛 育成牛 計	40 頭 14 頭 54 頭
肉用牛 〔専用種〕	施設用地	0.3ha	黒毛和種	130 頭
肉用種 〔交雑種〕	施設用地	0.3ha	交雑種	150 頭
養豚	施設用地	0.2ha	繁殖雌豚 種雄豚 計	70 頭 5 頭 75 頭

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ総合的な農用地等の有効利用を図るため、新規就農者等の担い手の確保・育成及び地域の実態等に応じた生産組織の育成を図るとともに、「人・農地プラン」の話合いや農業委員会及び農地中間管理機構等と連携して農用地の流動化を促進することにより、意欲的な農業者への農地の利用集積を推進する。

また、農業協同組合等との連携により、既存の園芸作物の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入による特産化を推進し、農業経営の規模拡大及び高生産性農業の確立に努める。

中山間地域については、農作物の鳥獣被害が深刻化しており、遊休・荒廃化が進んでいるため、農業者や地域住民等と連携した遊休・荒廃農地解消活動や鳥獣被害防除対策等の推進により営農環境を改善し、鳥獣被害に強い農作物や良好な景観を形成する農作物の栽培を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 人・農地プランの推進

農業委員会、農業協同組合及び農業技術センター等との連携の下で、地区ごとの農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進し、「人・農地プラン」を推進する。

(2) 認定農業者の育成

本市の農業の牽引者たる中核的農業者の育成と経営の安定化を図るため、担い手組織による経営・技術面での営農改善方策等の提示や、経営改善計画達成に向けた資本整備等に係る補助事業の活用支援等を実施するとともに、非農家等の労働力を積極的に活用する援農システムの整備を推進する。

(3) 農用地の利用集積

農業委員会が行う農地銀行及び農地中間管理機構が行う農地中間管理事業や人・農地プランの話し合い等を通じ、農地の出し手と受け手に係る情報を把握・共有し、両者を適切に結びつけるとともに、遊休・荒廃農地の解消活動を推進し、解消後の農地利用を促進することにより、意欲的な農業者への農用地の利用集積を推進する。

また、新規に就農を希望する者に対しても、その者の意欲や農業の経験等から判断し、将来的に本市の農業の担い手となる者に対しては、利用権設定等による農用地のあっせん等に努める。

(4) 農地貸借等と農作業受委託の一体促進

農地貸借等による経営規模の拡大及び農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進し、意欲的な農業者の経営規模の拡大に努める。

また、集約的な経営展開を助長するため、農業協同組合や農業技術センター等と連携し、本市の特産品である落花生等の栽培との複合経営化や既存の園芸作物の作型、品種の改善による高収益化、新規作目の導入による特産化等を促進し、農業経営の安定化を図る。

(5) 農業生産組織の育成

生産組織は、農業生産法人等の組織経営体の母体となり得るものであることから、農作業受委託の促進を図ることにより地域又は営農の実態等に応じた生

産組織を育成し、農作業の効率化及び生産コストの縮減を図る。

(6) 地力の維持増進対策

耕種農家と畜産農家の連携強化による堆肥の施用や土壌診断に基づく適切な施肥管理など、農業者、農業協同組合及び農業技術センター等と連携して土づくり対策に取り組むとともに、化学肥料や農薬等の節減による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進し、農業の自然循環機能の維持増進を図る。

(7) 鳥獣被害対策

営農環境の悪い中山間地域は、特に鳥獣による農作物被害が深刻化しているため、集落環境整備、被害防除対策及び捕獲の三つの基本対策に、農業者、地域住民、関係機関及び行政が一体となって取り組む。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、都市近郊という立地条件や恵まれた自然環境条件の中で、地域住民並びに首都圏に新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給している一方で、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足等が進み、多くの農業者が今後の農業経営に強い不安を抱いているのが現状である。

そのため、多様な担い手を確保・育成するとともに、意欲的な農業者への農地の利用集積等を進め、将来にわたり安定した農業経営を継続するため、地域の特性を生かした主要作目の形成及び生産性の向上並びに低コスト化、農作業の省力化を図るための設備等の整備を促進する。

畜産農家については、畜産クラスター関連事業の活用等により施設の整備等を促進し、高収益型の畜産体制の構築を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号
		受益地区	受益面積	受益戸数		
牛舎建設	〔位置〕 今泉地内 〔規模〕 鉄骨平屋建 700 m ²	F (今泉)	—	1戸	地域畜産農家	F-①

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業は、中核的農業者や高齢・女性農業者等の多様な農業者、営農類型別の部会、経営士会、後継者クラブ等の様々な団体・組織により支えられてきたが、農業従事者の高齢化の進行や後継者不足等により、担い手の減少が進んでいる。

そのため、意欲的な農業者への農地の利用集積等の取組みを通じて、地域の中核的な担い手となる農業者の育成・確保を図るとともに、「はだの市民農業塾」や「かながわ農業アカデミー」を中心に青年就農者及び定年帰農者等の農業参画や法人の農業参入等を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担うべき者のための支援については、農業生産基盤整備を推進するとともに、農業委員会、農業協同組合及び農業技術センター等との連携の下、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に掲げた取組みの推進、「人・農地プラン」の話合いを通じた農地の利用集積、営農に関する相談指導、各種支援制度の情報提供等により、地域の中核的な担い手となる農業者の育成・確保に努める。

新規就農者に対しては、農業技術センター等と連携した就農相談、就農後指導、巡回指導等を実施するとともに、地域農業者との連携促進や利用権設定等による農地の円滑な取得等を支援するなど、就農環境の向上を図る。

また、兼業農家や自給的農業者等にも配慮した施策の推進を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、都市近郊という立地条件から雇用機会に比較的恵まれている一方で、本来、農業後継者となる者も他産業へ従事するところとなり、兼業化が進んでいる。

今後は、地域の農畜産物や林産物等を活用した地場産業の振興を図り、農業従事者の安定的な就業を促進する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

地域の農畜産物や林産物等を活用した地場産業の振興を図るとともに、観光資源等を有効に活用し、地域農畜産物の販売促進や体験型観光農業の促進等により、地域内での安定的な就業機会の確保を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本地域における農業集落は、都市化の進展とともに、農家と非農家との混住化及び農家の兼業化が進み、また、生活様式や意識の多様化に伴い、地域での連帯感や農業集落の持つ機能が低下してきている。

そのため、農家と非農家の交流を促進し、集落機能の向上を図るとともに、地域と調和した持続可能な都市農業の振興を図る。

なお、田原地区には、農家と非農家との交流の場となる「田原ふるさと公園」が整備されている。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

(別添)

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（該当なし）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図3号）
- 5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（該当なし）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域及び農業上の用途区分は、別表に掲げるとおりとする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

別表

農用地利用計画

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年11月17日）

提案課名 産業振興課

報告者名 佐藤 伸一

<p>事案名</p>	<p>秦野市工業振興基本計画の見直し方針について</p>	<p>資料 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>秦野市工業振興基本計画（平成27年策定）が、令和2年度に計画年限を迎えることから、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした社会経済情勢の変化への対応や現行施策の評価・見直しを踏まえ、今後、本市が展開すべき工業振興施策の方向性及び指針を示す次期計画（令和3年度始期）について、その見直し方針及び今後のスケジュールについて報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 見直しの基本的な考え方（別紙資料1、2のとおり） 現行計画において取組んできた施策を基本に、社会経済情勢の変化を踏まえた工業振興施策の方向性を検討します。</p> <p>(1) 社会経済情勢の変化への対応 ア Withコロナ時代における企業活動への対応 イ 働き方改革関連法の適用等、経営諸課題への対応 これらの企業を取り巻く状況を考慮し、国・県の工業振興施策を踏まえ、企業ニーズに対応した内容とします。</p> <p>(2) 現行の工業振興施策の評価・見直し 平成27年度からの取組みを総括し、現行計画の推進により得られた成果や課題について、工業実態調査の結果も踏まえ、見直しを図ります。</p> <p>(3) 新総合計画や関連計画との整合 本計画は、秦野市総合計画を上位計画とし、工業振興に関する個別計画として位置付け、秦野市都市マスタープラン等関連計画との整合性を図ります。</p> <p>2 計画期間 令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5か年</p> <p>3 計画の検討体制 (1) 工業振興計画策定懇話会（15名以内） ※12月中旬設置 工業関係者（若手経営者を含む）、関係団体等（金融機関、産学連携、労働・福祉）、自治会連合会選出者、学識経験者 (2) 庁内調整会議（12名）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>環境産業部長、総合政策課長、資産税課長、障害福祉課長、環境共生課長 生活環境課長、産業振興課長、まちづくり計画課長、都市整備課長 道路整備課長、水道施設課長、下水道施設課長</p> </div>	

経過	<p>【現工業振興基本計画策定(H27)以降の主な取組み】</p> <p>① 新たな産業用地の確保と企業誘致 戸川・西大竹地区の土地区画整理事業に関する庁内調整及び企業誘致活動を行うほか、新東名高速道路の開通に合わせ企業立地条例の適用期限延長を行った。</p> <p>② 工業系未利用地の活用 未利用地について、活用が図られるよう調整を行った。 《1ha以上の活用事例》</p> <table border="1" data-bbox="373 602 1362 898"> <thead> <tr> <th>未利用地</th> <th>活用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧職業訓練校跡地 (1.5ha)</td> <td>(株)ベルクの出店 (H26～R2)</td> </tr> <tr> <td>YDKテクノロジーズ(株) (旧横河電子機器(株) 所有地 (4ha)</td> <td>スタンレー電気(株)が取得し、試験棟・設技棟を建設 (H29～R2)</td> </tr> <tr> <td>日産車体マニユファクチャリング(株)所有地 (4.9ha)</td> <td>新晃工業(株)が取得、活用方針を検討中 (R2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 企業の施設再整備への支援</p> <p>(1) 企業立地条例の適用 (固定資産税等の免除) 適用件数及び投資額：6件、36億4,800万円</p> <p>(2) 工場立地法準則条例の制定による、緑地面積率等の緩和 (H29)</p> <p>(3) まちづくり条例施行規則の一部改正により、工業専用地域における特定環境創出行為の適用範囲を緩和 (H30)</p> <p>④ 中小企業者への経営支援 金融支援 (融資、利子補助等)、人材育成支援等を継続して行った。</p> <p>⑤ 起業の支援 金融機関等の関係機関と連携し、創業支援等事業計画を策定 (H28) し、創業者の支援を行った。創業者数：18者</p> <p>⑥ 就労の支援 国・県等の関係機関との連携により、求職者への支援を行った。</p> <p>⑦ 知名度の向上 テクニカルショウヨコハマへの出店の他、新製品・新技術開発奨励補助金を活用した製品開発を促進し、市及び企業のPRを図った。</p>	未利用地	活用の内容	旧職業訓練校跡地 (1.5ha)	(株)ベルクの出店 (H26～R2)	YDKテクノロジーズ(株) (旧横河電子機器(株) 所有地 (4ha)	スタンレー電気(株)が取得し、試験棟・設技棟を建設 (H29～R2)	日産車体マニユファクチャリング(株)所有地 (4.9ha)	新晃工業(株)が取得、活用方針を検討中 (R2)
	未利用地	活用の内容							
旧職業訓練校跡地 (1.5ha)	(株)ベルクの出店 (H26～R2)								
YDKテクノロジーズ(株) (旧横河電子機器(株) 所有地 (4ha)	スタンレー電気(株)が取得し、試験棟・設技棟を建設 (H29～R2)								
日産車体マニユファクチャリング(株)所有地 (4.9ha)	新晃工業(株)が取得、活用方針を検討中 (R2)								
今後の進め方	<p>事務スケジュール (資料3) のとおり</p>								

秦野市工業振興基本計画の見直しについて（案）

1 計画の見直しに当たって

本市では、平成27年3月に工業振興基本計画を策定し、新たな産業用地の確保と企業誘致施策をはじめ、7つの柱により市内企業の支援に取り組んでまいりましたが、今年度末をもって計画期間の終了を迎えます。

現在の中小企業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響を始め、次に示す社会経済情勢の変化など、様々な課題を抱えています。現行計画において取り組んできた施策を基本に、社会経済情勢の変化を踏まえた令和3年度から5年間における、工業振興施策の方向性を検討します。

《平成27年計画策定時以降の社会経済情勢の変化》

	項目	内容
①	広域交通ネットワークによる交通利便性向上	新東名高速道路が令和3年度までに秦野区間まで開通、令和5年度までに全線開通を予定している。
②	自然災害等の多発による地域経済への影響	令和元年台風19号や豪雨、新型コロナウイルス感染症拡大によるサプライチェーンの分断、経済活動の制限等、未曾有の事態が頻発している。
③	雇用環境の変化	働き方改革関連法案(長時間労働の是正、同一労働同一賃金等)の適用や外国人労働者の雇用拡大といった事業主に関する環境の変化や、新型コロナウイルスの影響により雇用環境の変化が激しい。

2 見直しの視点

(1) 社会経済情勢の変化への対応

ア Withコロナ時代における企業活動への対応

イ 働き方改革関連法の適用等、経営諸課題への対応

これらの企業を取り巻く状況を考慮し、国・県の工業振興施策を踏まえ、企業ニーズに対応した内容とします。

(2) 現行の工業振興施策の評価・見直し

平成27年度からの取組みを総括し、現行計画の推進により得られた成果や課題について、工業実態調査の結果も踏まえ、見直しを図ります。

(3) 新総合計画や関連計画との整合

本計画は秦野市総合計画を上位計画とし、工業振興に関する個別計画

として位置付けています。本市の既存計画である、都市マスタープランなど関連計画との整合性を図ります。

3 計画の柱について

現行計画において設定した7つの柱を基本に、市内での事業継続に重点を置いた内容に整理します。

特に「②工業系未利用地の活用」については、未利用地の減少等から「①新たな産業用地の確保と企業誘致」において包含することとし、「③企業の施設再整備への支援」は国・県と連携した施策などと合わせ、『経営力強化を図る投資への支援』として、既存企業の規模拡大・流出防止を目指す内容とします。

また、「⑦知名度の向上」については、市及び企業のメリットを明確化するため、『受発注機会の拡大（知名度向上）』に変更します。

現行計画	新計画(案)
①新たな産業用地の確保と企業誘致	①新たな産業用地の確保と企業誘致
②工業系未利用地の活用	
③企業の施設再整備への支援	②経営力強化(生産性・事業継続力)を図る取組みへの支援
④中小企業者への経営支援	③中小企業者への経営支援
⑤起業の支援	④起業の支援
⑥就労の支援	⑤就労の支援
⑦知名度の向上	⑥受発注機会の拡大(知名度向上)

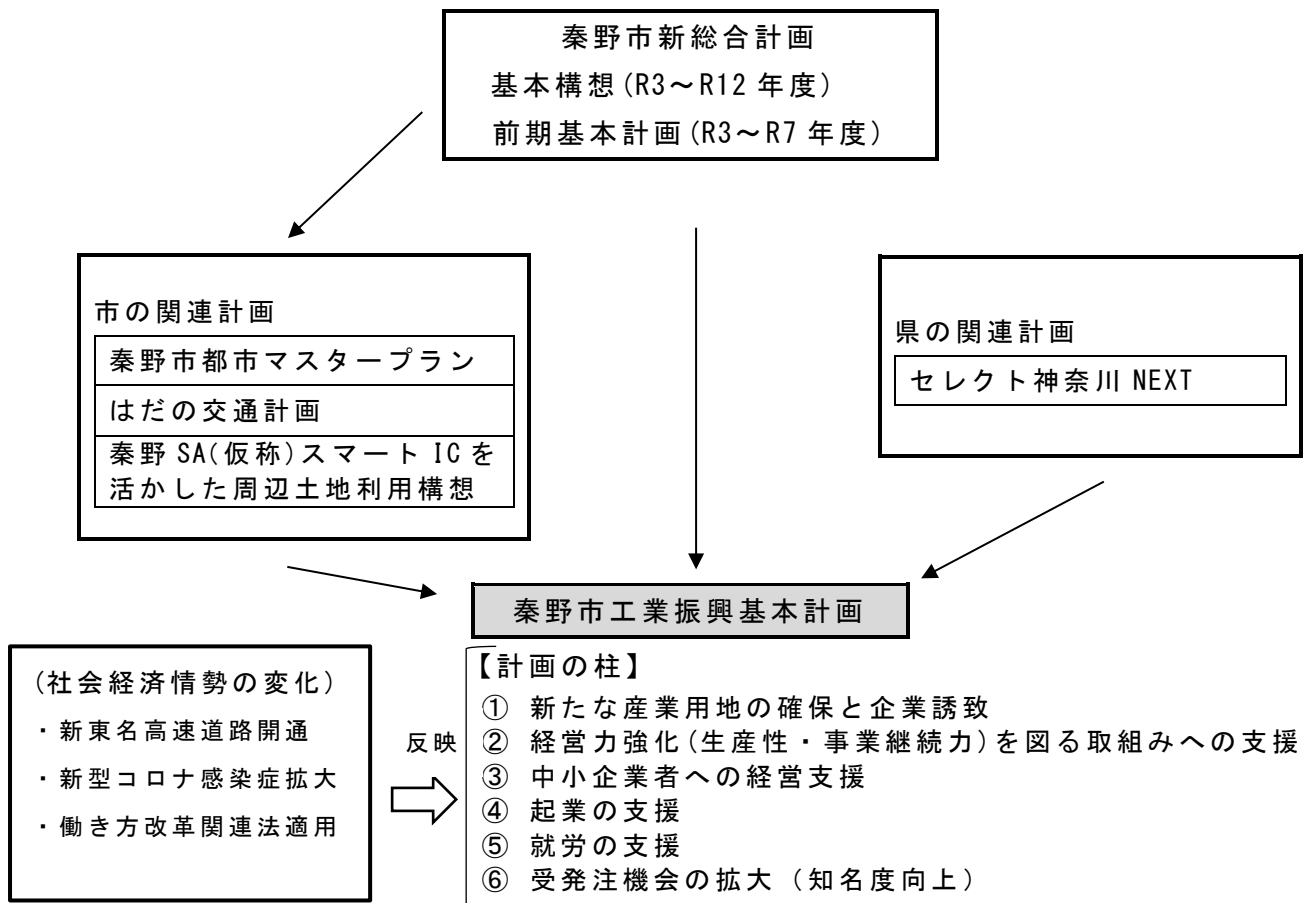
4 計画期間

計画期間については、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会経済情勢の変化や工業動向、施策の目標達成状況を踏まえ、必要に応じて見直します。

5 検討体制

- (1) 工業振興計画策定懇話会の設置 15名以内
- (2) 庁内調整会議 12名

6 計画の位置付け（体系図）



秦野市工業振興基本計画の見直し概要

現行計画	整理ポイント (文言整理など簡易的なものは除く)	新計画	備考
1 はじめに		1 はじめに	
(1) 計画策定の趣旨		(1) 計画策定の趣旨	継続
(2) 計画の位置付け		(2) 計画の位置付け	継続
(3) 計画の期間	計画期間を更新する。	(3) 計画の期間	継続
2 本市工業の現状と課題		2 本市工業の現状と課題	
(1) 本市工業を取り巻く現状と課題	平成27年計画策定時以降の社会経済情勢の変化、最新の統計データや工業実態調査結果を踏まえ、記載内容を修正する。	(1) 本市工業を取り巻く現状と課題	継続
(2) 工業振興に関するこれまでの取組み		(2) 工業振興に関するこれまでの取組み	継続
(3) 秦野市の特性～活かせる地域資源～		(3) 秦野市の特性～活かせる地域資源～	継続
3 工業振興の施策		3 工業振興の施策	
	【見直しの視点】 ①社会経済情勢の変化への対応 ②現行の工業振興施策の評価・見直し ③新総合計画や関連計画との整合		
(1) 新たな産業用地の確保と企業誘致		(1) 新たな産業用地の確保と企業誘致	継続
(2) 工業系未利用地の活用	未利用地の減少等から(1)新たな産業用地の確保と企業誘致に包含する。		
(3) 企業の施設再整備への支援	国・県と連携した施策などを考慮し、既存企業の規模拡大・流出防止を目指す内容に変更する。	(2) 経営力強化(生産性・事業継続力)を図る取組みへの支援	修正
(4) 中小企業者への経営支援		(3) 中小企業者への経営支援	継続
(5) 起業の支援		(4) 起業の支援	継続
(6) 就労の支援		(5) 就労の支援	継続
(7) 知名度の向上	企業への支援内容を明確化するため、変更する。	(6) 受発注機会の拡大(知名度向上)	修正

事務スケジュール

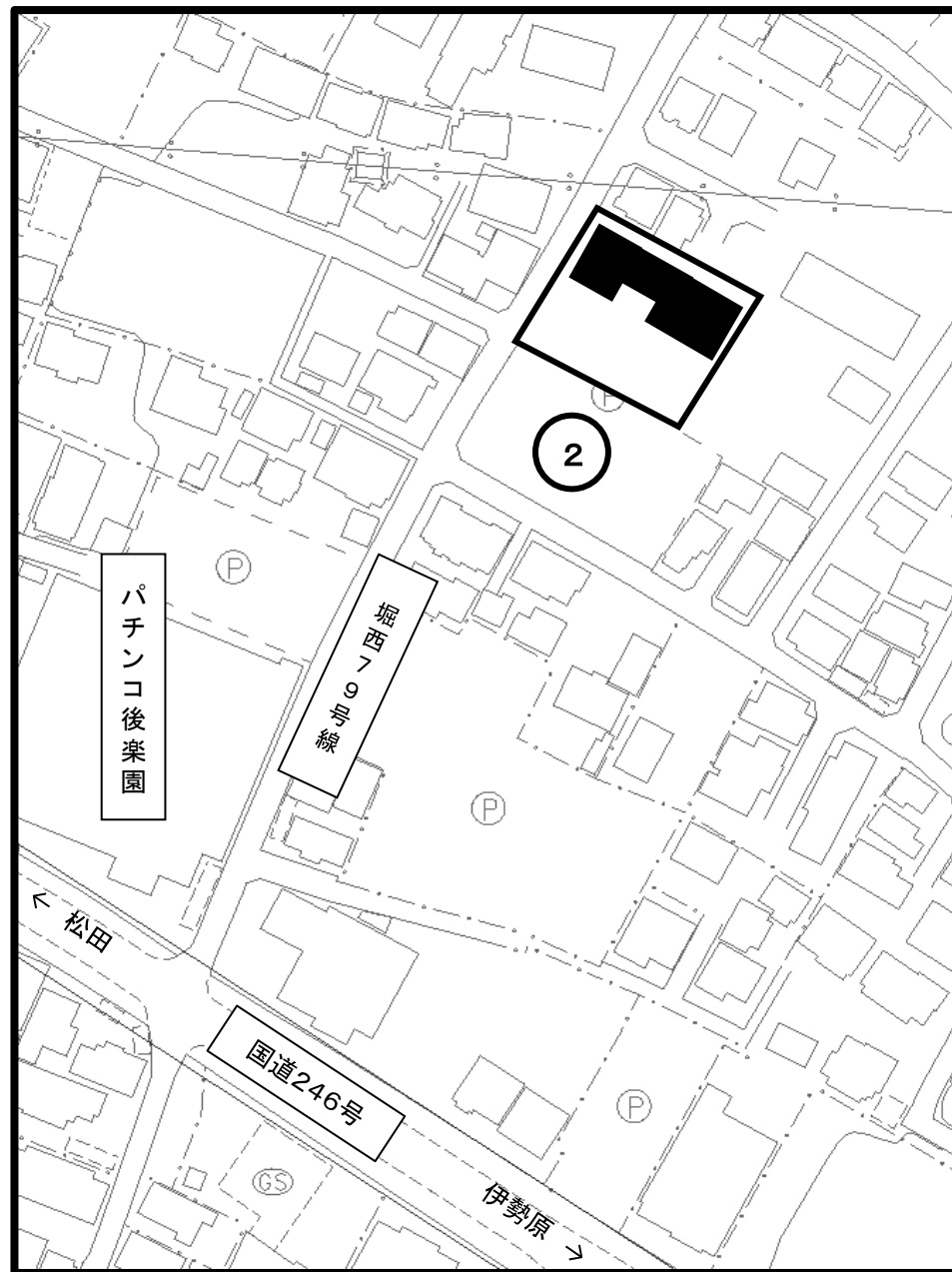
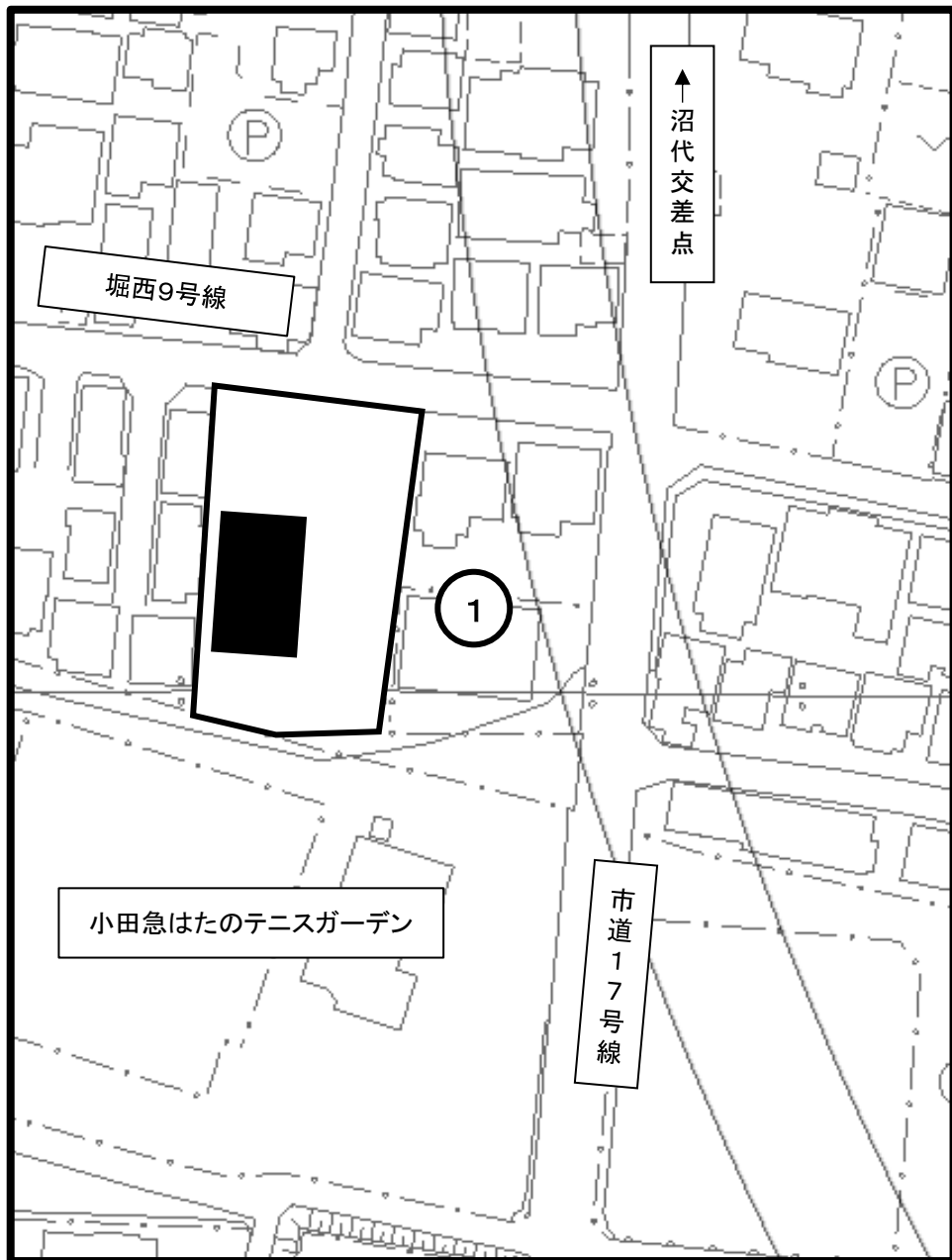
	事務局	工業振興計画 策定懇話会	庁内調整会議等	庁議等	市民意見
令和2年	10月	・見直し方針(案)策定 ・委員選任			
	11月		【11/13】 庁内調整会議	【11/17】 臨時部長会議にて報告	
	12月		【12/中旬】 第1回懇話会 座長決定/現計画総括 (現状・課題・成果)	【12/下旬】 庁内調整会議	
令和3年	1月				
	2月		【2/中旬~3/月上旬】 (各課照会)		
	3月		【3/下旬】 第3回懇話会 計画案の協議	【3/下旬】 庁内調整会議 計画案の協議	
	4月			【4/中旬】 部長会議報告 【4/16】 議員連絡会報告	【4/中旬~5/月上旬】 パブリックコメントの実施
	5月	【5/中旬】 計画策定 (決裁後、公表・周知)			

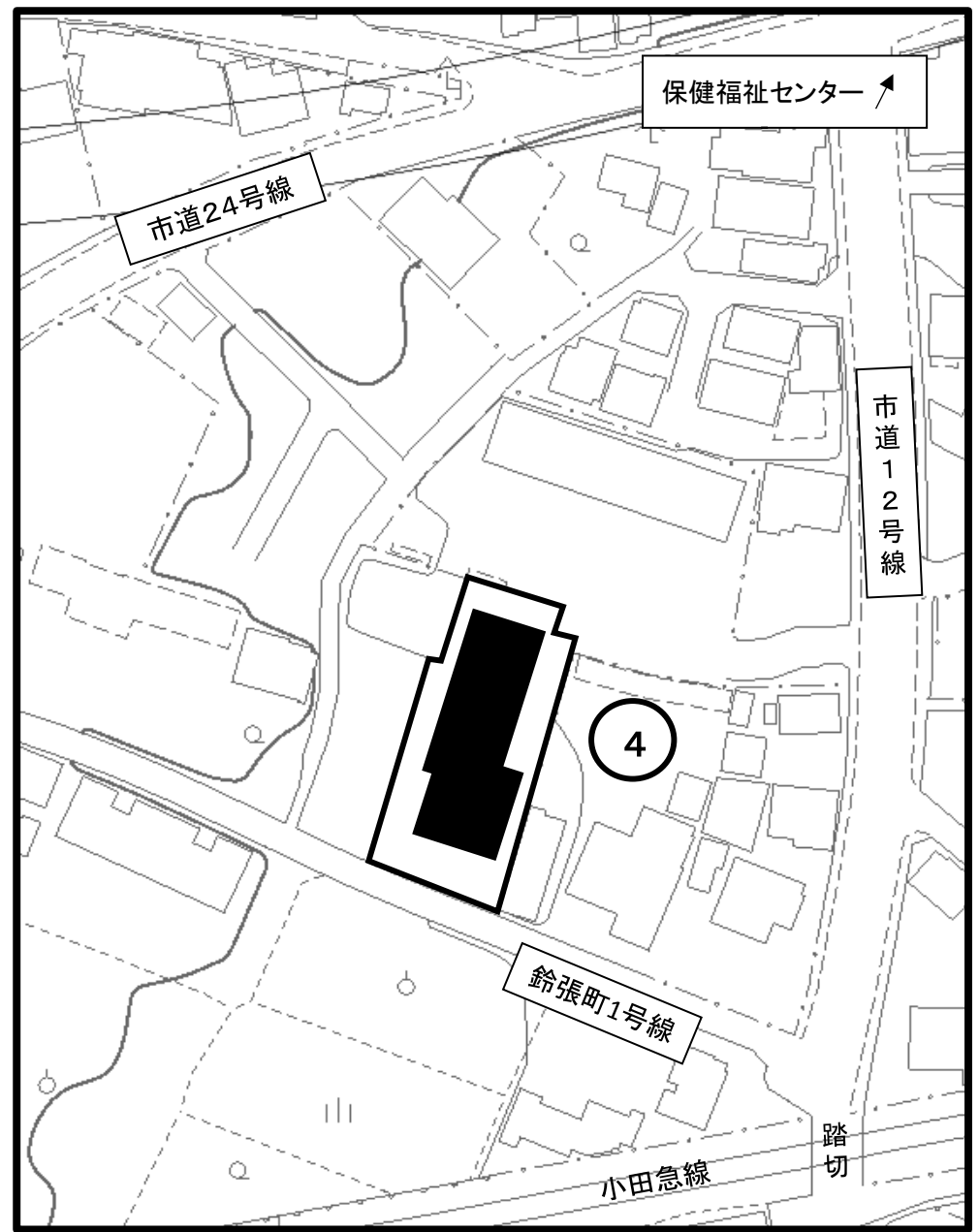
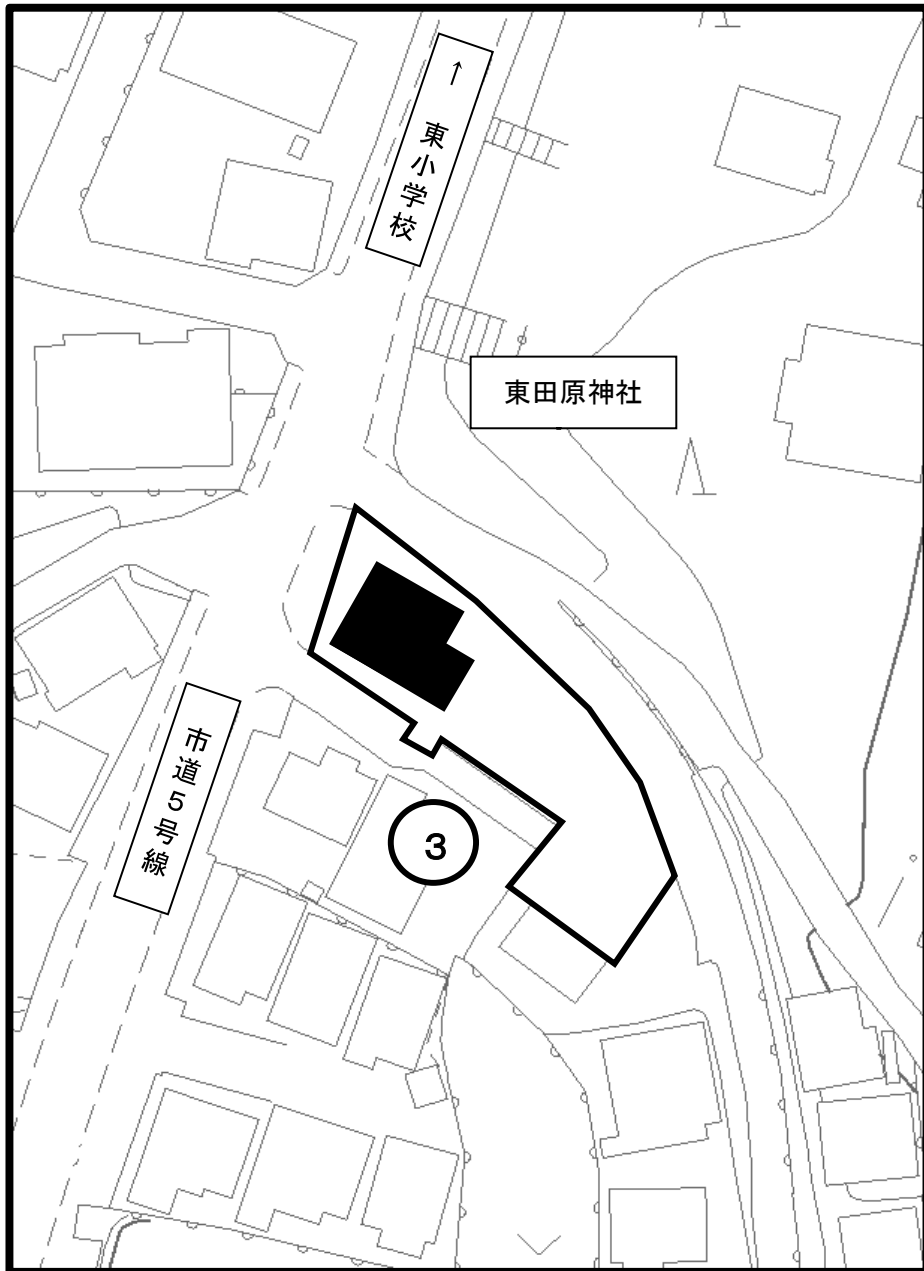
(令和2年10月7日、21日 調整部会)

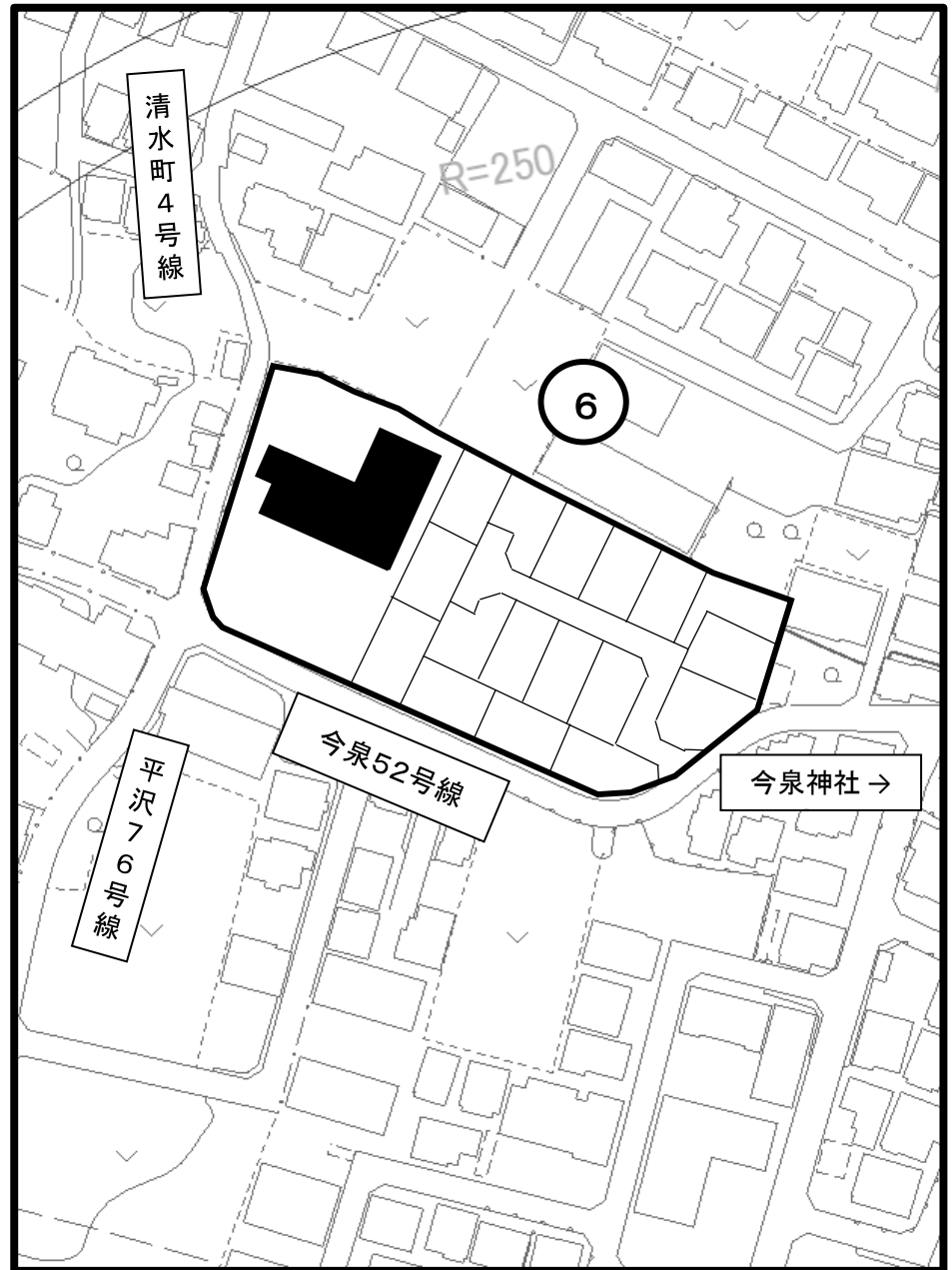
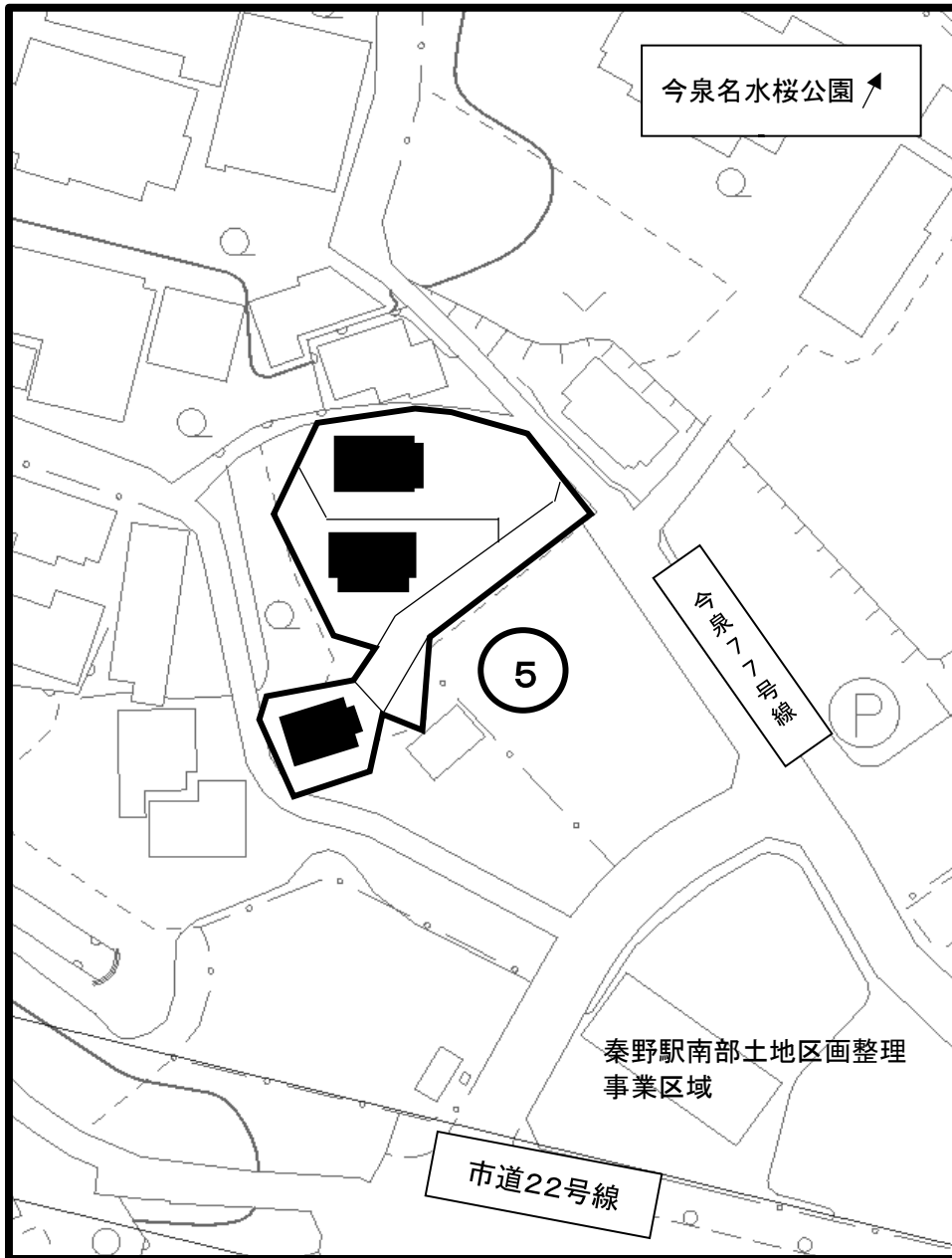
令和2年11月(定例部長会議) 開発指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	大森孝志 堀西(池代) 共同住宅建設事業	堀西字池代356番1ほか	大森 孝志	第一種中高層住居 専用地域	901.36	共同住宅1棟 (世帯用12戸)
2	諸星幸子 堀西(船道) 共同住宅建設事業	堀西字船道49番2ほか	諸星 幸子	第一種住居地域	973.01	共同住宅1棟 (世帯用15戸)
3	カランドリエ 東田原(船久保) 障害者施設建設事業	東田原字船久保499番1の 一部ほか	合同会社カランドリエ 代表社員 森 智之	第一種低層住居 専用地域	497.17	障害者施設1棟 (単身用12戸)
4	ハウスネット 鈴張町 介護施設建設事業	鈴張町838番1の一部ほか	㈱ハウスネット (代)大石 敏彦	第一種住居地域	994.33	介護施設1棟 (有料老人ホーム33戸)
5	綾部弘 今泉(堀之内) 障害者施設建設事業	今泉字堀之内441番の一部 ほか	綾部 弘	第一種中高層住居 専用地域	897.39	障害者施設3棟 (単身用7戸:2棟) (単身用6戸:1棟)
6	住友林業他 今泉(諏訪原) 分譲地造成兼保育所建設事業	今泉字諏訪原301番1ほか	住友林業(株) (代)光吉敏郎 A Iフロント(株) (代)福本農	第一種中高層住居 専用地域	4,405.66	専用住宅16戸、 保育所1棟

(注)区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。







主要な環境創出行為の進捗状況

(令和2年10月中旬時点)

令和2年11月(定例部長会議) 開発指導課

1 まちづくり条例手続中の事業

番号	事業名	事業主	現在の進捗状況	開業予定等	開発面積(㎡)	計画概要
1	スタンレー電気 曾屋 (明治畑) 研究施設建設事業	スタンレー電気(株) (代)北野媛典	<ul style="list-style-type: none"> ・確認通知書交付 (平成31年4月26日) ・開発許可 (令和元年5月30日) ・変更協議書提出 (令和元年6月14日) ・再協議確認通知書交付 (令和元年8月7日) ・変更許可 (令和元年9月2日) ・第1工区完了 (令和元年9月17日) ・第1工区検査済証交付 (令和元年10月7日) ・第2工区完了 (令和2年5月26日) ・第2工区検査済証交付 (令和2年6月16日) ・設技棟着工中 	令和2年12月全体完了 予定	40,000.15	試験棟1棟、設技棟1棟等の建設 試験棟建築面積5,096.33㎡ 試験棟延床面積5,096.33㎡ 設技棟建築面積5,857.99㎡ 設技棟延床面積10,752.90㎡
2	マリモ 今川町 共同住宅建設事業	(株)マリモ (代)深川真	<ul style="list-style-type: none"> ・調整部会付議 (令和2年2月19日) ・変更届提出 (令和2年7月6日) 	令和4年工事完了予定	2,404.06	共同住宅 (分譲、世帯用81戸) の建設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 水無川側で予定して いた第2工区の実業は 廃止 【当初の第2工区計画】 店舗等 (スーパー、 学習塾、フィットネス クラブ等) 兼共同住宅 (賃貸、世帯用6戸、 単身用72戸) </div>
3	ハーベストネクスト 曾屋 (六間) 事業所建設事業	ハーベストネクスト(株) (代)脇本実	<ul style="list-style-type: none"> ・調整部会付議 (令和2年4月1日) ・確認通知書交付 (令和2年8月13日) 	令和3年9月工事完了予定	3,555.29	事業所 (給食センター) 1棟の 建設 鉄骨造2階建 最高高さ10.2m 建築面積 1,836.91㎡ 延床面積 2,476.94㎡